

平成29年第1回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成29年3月8日(水曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 英昭	2番 森澤 文王	3番 今井 清
4番 村田 桂子	5番 両角 正芳	6番 村松 浩喜
7番 榎本 真弓	8番 森本 信明	9番 西藤 努
10番 滝沢寿美雄	11番 田中 三江	12番 土屋 春江

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 米村匡人 副町長 山浦智城 教育長 宮坂 晃
総務課長 長坂徳三 企画課長 遠山一郎 町民課長 斉藤明美
建設課長 片桐栄一 農林課長 今井一行 観光事業推進室長 阿部文秀
観光商工課長 市川清美 会計管理者 小平春幸 教育次長 市川正彦
たてしな保育園園長 中谷秀美 庶務係長 竹重和明
農業委員会長 宮下芳昭

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 青井義和 書記 伊藤百合子

散会 午後3時36分

議長（土屋春江君） おはようございます。これから、本日3月8日の会議を開きます。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの取材撮影を許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 一般質問

議長（土屋春江君） 日程第1 一般質問を行います。

本日の一般質問は、通告順、6番から行います。

最初に、**4番、村田桂子君**の発言を許します。

件名は、**1. 子育て支援**

2. 電算の共同化システムについてです。

質問席から願います。

〈4番 村田 桂子君 登壇〉

4番（村田桂子君） 皆さん、おはようございます。

それでは、早速質問をさせていただきます。

まず1点目は、子育て世帯への経済的支援をさらに進め、少子化への対策強化をと
いうタイトルです。

初めに、米村町長は、公約として子育てしやすい町を上げ、来年度予算にも公約実
現として新たな施策展開を盛り込んでいます。

まず、これまでも含め、子育て支援にかける思いと来年度予算に盛り込んだ施策に
ついて、お聞かせください。

議長（土屋春江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願いま
す。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） おはようございます。

ただいま、村田議員よりご質問がありました子育て世代、子育てに関する支援に
かける思いということで、お答えをさせていただきます。

立科町を元気にしていくためには、子供たちや若者たちが、郷土への誇り、また、
未来の展望を持って生き生きと暮らしていくこと、暮らせることが必要であるとい
ふふうに考えております。

そのためには、町の未来を担う子供たちや若者たちが、みずからの興味・関心のあ
ることに対して、全力で取り組むことができれば、それぞれの将来の財産になるだけ

ではなく、人材として地域の財産にもなるものと感じております。

また、ふるさと立科への郷土愛や愛着心を育むことは、みずから暮らす地域に対し、夢や希望が語られるまちづくりを進めていくためには必要なことと思っております。

年々、少子傾向にある当町の出生数は、平成21年度には51人を割り込み、以降、ほぼ40人台を推移してきております。

子供たちの笑顔や元気があちらこちらで見られるように、そして、育児をされるお母さんやお父さんも安心をして仕事ができるような支援を考えていく必要があります。

そのためには、子育て世代の声に耳を傾け、安心して子育てのできる環境づくりや制度の充実を図るとともに、人と人とのつながりが子供を育てていくという観点から、子育てに地域の力が発揮できるような仕組みづくりも必要と感じております。

立科で子供を育てたいという、そう思っただけのような町を目指しております。

平成28年度より、人口減少を踏まえ、子育てしやすいまちづくり、定住・移住したくなるまちづくりの2点を重点指針として掲げ、組織全体で知恵と創意を結集し、町民の皆様が幸せを感じ、地域が活気づく施策の創出について指示をいたしました。

子育てしやすいまちづくり、このことは地域で暮らす若い世代の結婚、出産、子育ての希望がかなえられることに対して、既存の施策はもとより、新たな施策の計画により、子育て支援の充実を図り、地域で安心して子供を産み育てられる環境を整えたいという思いから、重点施策として掲げたものであります。

この28年度より、新しい施策として、18歳未満のお子さんが3人以上いる世帯のうち、当該世帯の3人目以降のお子さんの保育料については保育料無料化を行い、また、猛暑による熱中症対策として、保育園に冷房設備の設置も行いました。

なお、多くの子育て共働き世帯の皆様にご利用いただいております児童館の構成員を1名増員するとともに、時間外利用の負担をなくし、子育て共働き世帯の支援を行い、児童館事業の充実も図っております。

また、福祉医療給付事業の支給拡大ということで、新たに妊産婦に対する医療費助成を行い、地域で安心して子供を産めるよう応援をさせていただきました。

続いて、平成29年度当初予算にも、子育てしやすいまちづくりとして、既存施策はもとより、新たな施策の計画により、子育ての支援の充実を図り、地域で安心して子供を産み育てられる環境を整えたいという思いから、新しく、次世代を担う子供の健全な成長や子育て世代の負担を軽減するために、高校生がいる町内の家庭に対し、高校生1人当たり、一律月額3,000円を給付する高校生手当を創設、児童手当がなくなり、よりお金がかかる高校生に町として支援をし、子育て応援をする町の姿勢を町内外に発信をしていきます。その経費として750万円を計上しております。

また、昨年度から、第3子の保育料の減免をし、ほぼ無料化となっておりますが、事情により町外の保育園、幼稚園などに通園をしているため、制度に該当しない世帯が

あるため制度拡充を行い、町民誰でも第3子以降の保育料がほぼ無料となるようにする経費として、92万6,000円も計上をしております。

そして、ふるさと寄附金を原資にした子ども育成等教育文化の振興事業基金を創設し、立科町の子供たちの育成のために広く寄附金を募り、子育て支援の充実を目指しております。29年度の予算は300万円を計上をしております。

そして、18歳以下のお子さんと障害がある方など、交通災害共済掛金無料化をする経費として36万8,000円も計上し、また、結婚新生活支援補助金制度を県の補助金を活用して実施をし、結婚に伴う居住費や引っ越し費用に対し、上限24万円を補助して交付し、結婚支援を行います。

町単独事業で町の姿勢を示していくもの、また、国県の補助金を活用していくもの、さらには町へのふるさと寄附金を募り活用していくものなど、それぞれ工夫をし、今回、予算編成をさせていただきました。

子育て支援にかかる本年度の当初予算案です。どうか、ご理解とご支援をいただきますようお願いを申し上げます。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） たくさんの施策展開で、子育て支援に力を入れているという様子がよくわかりました。

しかし、まだまだ不十分かなというところもありますので、今日は4点に絞って質問をさせていただきます。

まず1点目は、福祉医療費の窓口無料化の問題です。

当町では、障害をお持ちの方と18歳までの子供の医療費無料化を実施し、所得制限もないという進んだ制度になっています。

しかし、窓口で一旦3割支払う償還型は、家庭にとって大きな負担となり、給料日前などは診療を我慢する、我慢させるといった医療抑制にもつながっています。

窓口無料化は、子育て家庭の強い見方です。前回は窓口無料化を求めて質問しましたが、長野県のように償還型の県は今や少数派です。

全国の運動の成果として、今回、独自に医療費無料化を掲げる自治体に対する国の負担金の減額措置、すなわちペナルティーを見直す方向で調整に入ったことを聞いています。その状況はいかがでしょうか。課長に伺います。

議長（土屋春江君） 齊藤町民課長。

町民課長（齊藤明美君） お答えいたします。

町では、子育て施策、子育て支援の施策の1つといたしまして、福祉医療費の拡充を随時行ってまいりました。

子育て世代に限った内容といたしましては、出生から就学前の乳幼児、そして小学生から高校生までの児童、今年度から新設をいたしました妊産婦等でございます。

医療機関、薬局等の窓口で支払った自己負担分を、1カ月、1医療機関ごとに500

円を控除した額を、後日、指定口座に振り込むという償還払い方式を採用しておりますが、こちらにつきましては、長野県の福祉医療制度に基づいた実施でございます。

ご質問の窓口無料化、現物給付化につきましては、無料化による受診率の増加により、医療費への波及増が生じることから、無料化未実施の市町村との国民健康保険国庫負担金等の配分上の公平性を保つ観点から、一定の基準を設けて、負担金の減額調整措置が行われている現状でございます。

この減額調整措置につきましては、昨年12月に、厚生労働省保険局通知によりまして、日本一億総活躍プランに基づき、地方自治体が独自に行う子ども医療費助成に係る減額調整措置につきましては、自治体の少子化対策への取り組みを支援する観点から、平成30年度より、未就学児までを対象とする医療費助成については、国保の減額調整措置は行わないこととする方針が示されております。

これを受けまして、現在、長野県におきまして、福祉医療費給付事業検討会を設置し、県内各自治体の状況を把握し、意見集約、意見調査等を、また、移行の調査等を行っている段階でございます。

以上です。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 全国的な運動の中で、見直しが行われているということでした。

先ほど、波及増が生じるということでしたけれども、早目早目に受診することで重症化を避けることができる、結果的に医療費の減額になるということだけは申し上げておきたいと思えます。

それで、一応30年度から見直すということになっているんですが、先も見えてまいりましたので、窓口の完全無料化を町が先駆けて実施すべきことを求めたいと思えます。

少なくとも医師会との調整、まずは町内の医療機関に協力してもらえれば実施できるわけです。

町民の3割自己負担分は、今は500円引いた金額が、後日、住民の口座に振り込まれると承知していますけれど、医療機関が住民に請求をする自己負担分を、そっくりそのまま町へ請求してもらえればお金を払わなくて済みます。

これは、他県の各市町村がやっていることです。できないことではありません。以前、私が住んでおりました寒川町でもやっておりました。

これは、できることだというふうに思いますが、これについて、前倒しで、ぜひやりになっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。まず、課長に。

議長（土屋春江君） 齊藤町民課長。

町民課長（齊藤明美君） お答えいたします。

今回、国が示した方針につきましては、大変大きな前進であると考えております。

同時に、県の検討会におきましても、今後、対象範囲や500円の自己負担額につき

ましても、検討がされると認識をしておりますので、方向性等、現時点では検討会の内容を注視してまいりたいと考えております。

また、ちなみに就学前の乳幼児につきまして、町内医療機関等受診率につきまして、直近の1年間で約8.5%でございます、9割以上が町外の医療機関へかかっている状況でありますことから、町内医療機関に限って実施するという事は、今のところ考えてはおりません。

以上です。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） こういうのは先鞭をつけるという意味で、町内の医療機関には協力をさせていただきやすいということです。

ちなみに、500円の自己負担分、年額にしてどのくらいでしょうか。

議長（土屋春江君） 齊藤町民課長。

町民課長（齊藤明美君） お答えいたします。

現在、ご負担をいただいている1カ月、1医療機関につき500円の総額は、直近の1年間で積算した場合、乳幼児では4,040件で約200万円、児童では6,781件で総額約350万円でございます。

仮に立科町が独自に500円を含めて無料化にした場合、この金額が、町が単独で負担する額でございます。

以上です。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） それでは、町長に伺います。

これ、合わせると550万ということになりますけれど、まず乳幼児、就学前に限れば200万で済むわけです。これだけあれば町民の自己負担はなくなるということなんですが、子育て支援を強めていらっしゃる町長、ぜひ、これ、全県に先駆けてやって、うちは子育てに力を入れているよということを発信するには大変大きな内容かなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

今、担当課長も話をしたとおり、非常に、今、国も県も動きが大きくなってきています。

そういうことを注視していきながら、新たな施策としてまた考えていくということは、必要なことだというふうに考えております。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 前向きのご答弁をいただきましたが、やはり全県がやってからやったんでは普通なんですよ。これから国も見直すということがはっきりしているの、早く言えば2年間しっかり頑張れば、国もそこら辺は考えてくれるというか、もうそう

いう流れになっているので、これは先駆けてやることに、おっ、町はいよいよ無料化に踏み切ったかということでは、大きなインパクトがあることを申し添えておきたいと思います。前向きなご検討をぜひよろしくお願いいたします。

次、2点目、就学援助制度の充実について質問します。

2016年の賃金構造基本統計調査からつくられたグラフを見ますと、何と35歳までの労働者では、2人に1人が非正規雇用で年収300万円以下であります。

つまり、25万円以下の月収であり、税金や国保、年金など公共料金を引くと、家計に回せるお金は恐らく10万前後、以下という大変厳しい実態が伺えます。

これがこの統計の表です。ご覧ください。

35歳ぐらい、ここなんですけど、これの2人に1人が非正規ということになっております。これは2016年の厚労省の分析にかかるものです。

いまや、子供の貧困率は16%です。6人に1人が貧困というひどい状況になっており、貧困率の高さは世界の中でもトップクラス、ワーストクラスというか、という状況があります。

この間の貧困と格差の拡大は際立っています。就学援助制度というのは、憲法26条に保障された、教育費はこれを無償とするという精神のもとに実施されている制度で、学用品費など、教育にかかわる費用を保障することになっています。

そこで、質問です。

就学援助制度の当町における実態はどうなっていますか、その割合をお聞かせください。

また、支給時期はどうなっていますか、教育次長に伺います。

議長（土屋春江君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） お答えします。

要保護及び準要保護児童の生徒就学援助費につきましては、経済的な理由により、就学が困難と認められる児童生徒の保護者を対象に、国の要綱に基づいて就学援助を行っております。

対象となる経費につきましては、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、新入学生用品等費となっております。

対象世帯、人数、割合につきましては、数字がひとり歩きをすると差し障りがあるかと思しますので控えさせていただきますが、国が公表しております全国平均の15.数%よりも数%低い割合となっております。

これの支給時期につきましては、立科町では9月と2月となっております。

以上です。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 国よりは低いということなんですけど、この低いという意味が、貧困率が16%なので、そういう制度をなかなか知らなくて、申請ができないでいる家庭がある

かもしれないと、その可能性はあるということは申し上げておきたいと思います。

それでは、次の質問ですが、新たに小学校、中学校の入学に際して支給される入学準備金と言われる費用、これは就学援助における費用ですけれども、これが幾らで、いつ支給されるかということと、また、実際に入学にかかわる、ランドセルも含めて、いろんな算数セットとか、上履きとか、そういう入学に際して必要な額があるかどうかと思います。

これは小学校、中学校、入学に際してどのくらいでしょうか。

議長（土屋春江君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） お答えします。

小学校新1年生の就学援助費につきましては、年間合計で8万2,230円です。このうち、新入学の学用品等にかかる費用につきましては、2万470円ということでございます。

それから、新中学1年生の就学援助費では、合計で11万2,010円、このうち新入学学用品等にかかる経費につきましては2万3,550円で、9月に支給をしております。

また、入学に際して必要な費用ということですが、立科小学校、立科中学校でいけば、小学校のほうでは通学のかばん、あとは体操着、上履き、エプロン等で約2万5,500円ほど、それから、中学校では同じく通学のかばん、体操着、上履き、制服等で、男子の場合は6万3,000円ほど、女子の場合は7万800円ほどがかかるということでございます。

以上です。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 入学金が2万5,595円かかるのに対して、就学援助で支給されるお金は2万470円ということで、足りないという状況があります。

さて、そこで支給時期ですが、今のお話だと9月ということでした。

これ、文部省の文部科学省初等中等教育局長通達、平成27年の8月24日では、就学援助についての中で、留意事項として、要保護者への支給は年度の当初から開始し、各費目について、児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給することができるよう十分配慮することというふうに書かれております。

その観点からすると、9月というのは全く間に合わないのではないですか。

それで、そういう実態を受けて、これまでも運動が行われてきたわけですが、下諏訪町や軽井沢町では、就学援助の対象となる方を、前倒しで3月の頭に新入学に必要な費用を借りられる、そういう制度を入学準備金として用意してあります。

当町でも、そのように前倒しで、ちゃんと必要なときに速やかに支給できるように努力すべきではないかと思うんですが、これについてはいかがでしょうか、課長。

議長（土屋春江君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） 支給の時期につきましては、市町村によって違いがございます。

支給対象者の決定につきましては、前年度の課税状況を把握する必要がございますので、この所得を把握できる時期というのが、6月以降となるため、事務手続を考慮して、当町におきましては9月と2月の支給ということになっております。

それから、今、議員からご指摘の下諏訪町、軽井沢町等ということでございますが、下諏訪町では、基金を利用しまして新入学児童生徒の就学援助費を事前に貸し付けを行いまして、年度を越えて、後で就学援助費が認定になったところで、一般会計からまたその基金のほうに戻すというような方法をとられているようです。

なお、その後の認定のときに、不認定となった場合につきましては、本人からまた返還を求めることになるということのようでございます。

また、軽井沢町につきましては、29年度から、新入学学用品等について、前倒して2月に支給をするということに要綱を改正したようでございます。

各市町村でも、このような動きが出てきているということで、現在、文部科学省では、この就学援助費のうち、新入学児童生徒の学用品につきましては、小中学校入学前に支給したものを補助の対象経費にすることができるかどうか検討しているところでございます。

国の動向を見ながら、支給時期等は検討したいと思っております。

以上です。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 何を言ってるんですか、もう実際にやっているところがあるんですよ、できるんです。

これについては、町長にお伺いします。

入学準備金が9月ごろ支給されたら、とても間に合わないんじゃないでしょうか。

よその市町村では、前倒して2月や3月に支給ができるように申請も早め、そしてまた所得の把握も前年度ではなく前々年度、例えば29年度の申請をするのには、27年度の所得を参考に決めるということもしております。

これは前倒して支給するようにすべきではないでしょうか、町長の見解を伺います。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

このことについては、しっかりとまた教育委員会、また教育委員、また総合教育会議の中でも議論ができればというふうに思っております。

以上です。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） これは、ぜひ若い世代の貧困解決のためにも、ものがそろえられなくて、入学式に参加ができないなんてことがないように、これはぜひ急いで取り組んでいただきたいことを申し上げておきます。

次に、就学援助制度の周知方法はいかようにという質問です。

毎年度の進級時に、学校で就学援助の書類を配布しているというのが立科町のやり方です。

大概、若い方は、ホームページでどうなっているかというふうに見るわけですが、私も調べてみましたら、立科町就学援助制度と引きますと、何と、手続などの詳細はこちらというバナーがありまして、そこをクリックすると、文科省の就学援助制度につながります。立科町独自でのお知らせのページはないんですね。

そして、これは早急に改善していただきたいと思うんですが、下諏訪町の場合はこのようにちゃんと書いてありまして、こういう非課税の世帯の方とか、経済的に困難な方はできますよということがちゃんと書いてありまして、受付期間は1月4日から2月3日と、1月の段階で始めております。

また、貸し付けも、小学生は2万円、中学校は2万3,000円という金額も書いてあります。

佐久市のほうは、さらに親切に、これ、どんなものが対象になるのかということを一覧表できちっと書いてありまして、そして、さらにQ&Aがあります。

よくお問い合わせいただく事項ということで、認定審査に当たって所得基準の目安はありますかというときに、例えば、父42歳、母38歳、子供が中学生、小学生の4人世帯で持ち家の場合は、大体300万円程度ですというようなことまで書いてあるんです。実に丁寧なやり方で、ああ、これなら、私、対象になるかもというふうに思っていただけなんだと思うんです。

ところが、文科省のほうに飛びますと、大変難しい言葉が並んでおりまして、生活保護世帯であるとか、非課税世帯とか、児童扶養手当を持っている人とか、そういうふうに書いてあるんですけど、実際は、どこの市町村でも生活保護基準の1.2倍から3倍の基準を設けていますので、生活が厳しいという方は申請ができるというふうになっております。

このように、すぐ飛んでわかるようなホームページに改善すべきではないでしょうか。次長、見解を伺います。

議長（土屋春江君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） 就学援助費に係る周知の方法につきましては、現在は制度の内容等詳細したものを、4月に全保護者の皆さんに通知をして周知を図ってございます。

今、議員ご指摘のとおり、ホームページにはその部分が載ってないわけですが、このホームページにつきましては、なるべく早い段階で、周知を図れるように改善を図っていきたいと思っております。

以上です。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） それでは、これは先ほど言った就学援助の実施率が大変低いというのは、一つは、私は制度が知られていない、そしてもう一つは、自分、この厳しい言葉の中

で該当にならないかもしれない、単に困っているというだけでは申請できないかもしれないという、そういう申請抑制が行われているからではないかというふうに思います。

ホームページできちっと年収なども披露されれば、うちも申請してみようかなというふうに思っただけだと思うので、これは早急な改善を望みたいと思います。

次に、高校生の経済的支援について伺います。

12月議会で、町外の高校に通学する高校生を抱える家庭への経済的負担を軽減するよう求めました。

このたび、町長は、全ての高校生を対象に月3,000円の支援を公表し、予算化しました。

その詳細を伺います。支給方法はどのようでありますか、次長に。

議長（土屋春江君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） お答えします。

高校生を持つ家庭への経済的支援につきましては、前回の一般質問でも出され、また議員による地域懇談会においても、そのような要望が出されたとお聞きしております。

文部科学省が行った子供の学習費調査では、平均で学校教育費、それから学校外活動費を合わせた1年間の学習費の総額が、公立高校では約41万円、私立では約99万円というデータが示されております。

このような中で、町が子育てを応援する姿勢を示すにはどういう支援が可能か、どういった方法が持続的で公平かつ効果的か検討してきた中で、児童手当の延長的な考え方でどうかということになりました。

児童手当につきましては、1人当たりの月額が、3歳未満までは1万5,000円、3歳以上小学生まで1万円、この間は、第3子以降は1万5,000円でございます。中学生が1万円の支給額となっております。

所得制限はございますが、児童を養育している方、どちらかの収入が、給与ベースだと、扶養親族1人の場合、約875万円の収入と高額であり、また、所得制限を超えても、1人月額5,000円の支給が特別給付ということでされております。

国の制度ではありますが、財源には一部町費も充てられております。

今回、29年度予算に計上しました高校生手当は、一律月額3,000円、年額で3万6,000円、対象となる者につきましては、公立、私立の高等学校、高等専門学校、また、高等学校の課程に関する課程を置く専修学校等に通う生徒の就学費を負担しているもので、立科町に住所を有する方と考えております。

支給方法につきましては、児童手当と同じく、年3回に分けての交付でと考えております。

以上です。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 前段の児童手当の話は要らなかったんですけど、済みません、時間がないので、できるだけ手短にお願いします。

支給方法は年に3回にするというお話でした。そうすると、6月とか9月になるかと思うんですが、やっぱり高校生もそうですが、年度当初に大変お金がかかりますので、ぜひ支給方法のときには前倒しで、第1回目は4、5月にできるように、ぜひご努力をお願いしたいと思います。

次に、距離に応じた交通費への支援を検討すべきではということで前回質問しましたけれども、現在、職員に交通費を立科町では支給しています。

どういう基準で支給しているのでしょうか。

これと同様の考え方で、高校生にも支給してはいかがでしょうか。特に、月に4万円円以上かかる地域から高校に通うというのは、家計にとって大きな負担です。高校生家庭への経済的な支援として交通費への支援、考えられないでしょうか、町長、お願いします。

議長（土屋春江君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） お答えします。

職員の通勤費につきましては、自家用車での交通手段ということで、通勤距離に応じて支給をしております。

交通費の補助ということになれば、町内の高校に通う生徒が対象とならず、また距離に応じるとなると、通学方法もバス、電車等の公共交通機関、自家用車での送迎、バイク、自転車等、さまざまでございます。公平な支援となるのが疑問です。

義務教育ではなく、みずからを選んで行く高校であり、そこには、当然、保護者の義務があろうかと思っております。

今回、高校生手当を提案させていただいたということもありますが、今現在、交通費への補助ということは考えておりません。

以上です。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 高校進学率も9割を超す時代で、準公共教育と言えるのではないかと思いますし、この交通費への支援ということも、必ずや強い要請があるかと思しますので、これはぜひ前向きな検討をお願いしておきます。

次に、同じ支援ということで、高校受験者用への支援制度というのはどんなものでしょうか。

必ず、進学率高いわけですが、入学審査、大体2校くらい受けると思うんですが、その金額は、約2万ぐらいになってしまうんじゃないかと思うんですが、そこへの支援なんかはいかがでしょうか。

議長（土屋春江君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） 高校の受験料、入学審査料でございますが、公立校では2,200円、1校当たり2,200円、私立は、若干差はあろうかと思いますが、1万5,000円程度と伺っております。

さきの質問でもございましたが、経済的に支援が必要な場合には就学援助制度等がございます。

別に、今のところでは、受験費用の支援ということでは考えてはおりません。

以上です。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） その次に行きます。

返さなくてもよい奨学金制度の創設をということで、今回の支援金はその第一歩かなということで評価をさせていただきます。

そこで、長野県では、返済不要の給付型奨学金制度というのを、特に大学生向けにつくったわけですが、30万円以内、30人程度、受験料及び入学料を長野県では新設しました。これは、他県に先駆けて大変すばらしいことだと思っております。

これと、今回、高校のということで調べましたら、国公立の高校あるいは私学に対する助成金が、国としての制度としてあります。

これは、私も知らなかったんですけども、大変すばらしいことだと思うんですが、当町では国公立あるいは私学への高校生への就学金、学費以外の教育費にかかるその制度について、どのようなPRをしているのでしょうか。

議長（土屋春江君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） 高校を受験される世帯を対象に、中学校のほうから県のそれぞれの奨学金の制度、また中学校のほうへも、いろいろな団体から、そういった制度を持っているところのご案内が来ますので、そういったものを対象の世帯に周知をしているということでございます。

以上です。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） それでは、せっかくできた制度も知られていなければ絵に書いた餅、または役に立たないわけなので、就学援助制度や国公立の高校の学費への支援、あるいは私学への支援、こうしたものについてきちっとPRをしていただき、国公立高校生等奨学給付金制度というのがありますので、これを知らないことがないように、ぜひPRを強めていただきたいと思います。

次に行きます。

次の質問は、システムの電算システム共同化についてです。

大きく2つの問題入れました。

まず、前町長時代に契約をして、今年度11月に参加予定であった町の事務の電算システムの共同化事業について、現米村町長は参加の見送りを決め、現在、その負担金

の支払いのみを行っている状況が続いています。

なぜ、参加見送りをすることになったのか、なぜそうした事態が起きたのか、その原因を明らかにし、今後の対応についてどうあるべきなのかを探ってみたいと、質問として取り上げました。

電算システム共同化事業とは、長野県市町村自治振興組合の呼びかけで、電算システムにかかわる経費が年々増大することを受けて、経費の削減を目標に、長野県下の77全市町村と10広域連合事務組合を対象に呼びかけられました。

新たな電算システムの共同体をつくり、現行の事業者による、ほぼ独占とも言える体制にくさびを打ち、競争力を持てる集合体をつくることで、経費の削減に道をつけようという狙いで発足したと聞いております。

ところが、実際は、77市町村と10広域連合事務組合のうち、実際に参加したのは財政規模の小さな14自治体だけでした。

しかも、思惑とは違って、削減されるべき負担金が、現行の経費よりも割高になることがわかって、米村町長も一旦は離脱を決めたと承知しています。

しかし、まだ全く参加、稼働していなくても、契約したからには、途中でやめても5年間の負担金を支払わなければならないという契約書になっており、したがって、現在は、現在の事務システムを動かしながら、負担金だけを32年まで払い続けなければなりません。

その総額は1億6,000万円超であり、まさに無駄金となっていると言わなければなりません。

これだけのお金があれば、保育園から中学までの給食費や保育料が丸々無料にでき、高校生の通学費も補助ができ、また介護保険料や国保料など、町民の負担を軽くするなど、他の事業展開にもつなげるなど、本当に多くの施策展開ができることを思うと、本当にもったいないし、二度とこのような間違いを繰り返さないようにしなければなりません。

そこで、今回の質問となったわけであります。

まず、町長にこの問題についてのご見解をお聞きし、今後、どう対処されようとするのかを伺います。手短にお願いします。

議長（土屋春江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

電算の共同化については、県全市町村において、住民情報、また税情報、福祉情報など窓口業務、住民サービスに直結するシステムが導入をされ、電算システムは必要不可欠な状況となっている一方、システムのシェアは数社で占められ、維持、運営経費は高額となる傾向であり、さらに、たび重なる法令改正に伴うシステム改修費が負担となっているとし、経費削減のため、長野県市町村共同化自治振興組合が中心とな

り、電算システムの共同化が進められてきております。

その中で、今回、私が疑問に思った、その経費削減ということが達成できないということについて、異議を申し立てながら、今、検討をさせていただいている。

経過については、総務課長のほうから報告をさせていただきます。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） それでは、経過についてご説明を申し上げます。

この共同化につきましては、平成25年2月に、長野県市町村自治振興組合議会定例会におきまして、基幹系システムの共同化基本方針が策定をされております。

同年の7月に、電子自治体推進委員会、これで共同化基本方針を決定をいたしまして、同年8月に、情報政策担当課長会議、これが77市町村が対象となっております。それと、広域連合事務局長会議、これが10広域が対象となっております、合同の会議で、この基本方針案の説明をしております。

その後、25年の9月に、東信ブロックで共同化の研究会が開催されまして、これは3回開催されております。

25年の12月に、電子自治体推進委員会、長野県市町村電算システム共同化検討会、これが設置されております。このときには、62市町村、2広域が参加をしております、平成26年の6月18日まで全6回開催をされまして、協定書の案、共同化委員会の設置案、参加の判断、協定締結式等の検討がされております。

この間に、平成24年度の電算システムにかかる経費調査を、事務局により実施がされております。

それで、平成26年の6月18日に、長野県市町村電算システム共同化市町村別負担金試算表が配付をされております。

この配付表に基づきまして、経費が30%削減されている試算となっております、立科町につきましては、共同化へ参加ということでかじを切っております。

26年8月の11日に、長野県市町村電算システム共同化に関する協定、これが14町村で協定がされております。

その後、調達会議あるいは業者さんの選定評価委員会等が開催をされまして、平成26年の10月に、業者さんへの交渉優先順位が決定をされております。

26年の12月に、各町村への負担金の試算が提示をされております。

その後、27年に移りまして、業者の特定、関連予算あるいは負担金の構成などが決定をされております。

私どもは、その負担金に基づきまして、平成27年の12月に、来年度予算ということで平成28年度の予算編成を行ってきたところ、現在使っているシステムよりも、経費が、負担金のほうが高いというようなことが判明してまいりました。

そのことを共同化の事務局のほうへ申し上げ、また、業者さんとも相談をしてきたわけですけれども、また議会の皆様にも、状況についてご報告をさせてもらってきて

おります。

平成26年6月の全員協議会の中で、総合的に判断をして、脱退をしていきたいというような報告をさせていただきました。

その後、共同化の幹事会等で、他町村の同意が得られなければ脱退はできないという協定になっておるといふようなことをごさいますて、委員会の中で経費の再調査を行うということでもありますので、移行の延期をしたいということで、移行の延期ということで、システム移行延期申出書を28年の7月26日に提出をいたしまして、次の日、28年7月の27日に、長野県市町村電算システム共同化委員会で、立科町の申し出について共同化の幹事会で検討することになったということで、経費の再調査を行うということになっております。

平成24年度の当時の立科町の資料等を提出をいたしまして、事務局のほうで精査をしていただきました。

その後、4回開かれました幹事会で、経費が削減されていない理由とか、事務推進に不備があったのではないかとというような指摘をさせていただいてございます。

29年の、今年の1月18日に、5回目の幹事会が開かれまして、検証結果の報告が事務局よりございました。その中で、平成24年度の現状経費について、年間で688万3,003円過大な積算になっているということ、それと、構築一時経費の積算に対しまして、見合いとしてアウトソーシング経費が積算されているというようなことをごさいますて、当時の現状経費の調査に難があったというような報告を受けました。それとともに、事務局から、経費積算の見直しの協議の方法及び見直し後の負担額の試算が提示されております。

見直し試算では、立科町にも30%以上の経費削減のメリットが出てくる見通しの試算となっております。

それで、平成29年1月29日に、第7回の長野県市町村電算システム共同化委員会において、立科町からは、現状経費の見直しは、すぐに行ってもらいたいという要望を申し出ております。

しかしながら、委員会の中では、見直し方法等は今後、また、調査については今後検討するということになっております。

経過については以上でございます。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 大変残念なんです、時間がないので端的に、今回の問題はどこにあったかということをお聞きしたいと思います。

当初、出された資料によると、契約前には1億3,600万円のできるよと言って、協定の8月11日には調印を押したと、そのときに、この金額で行くというふうな金額は示されたんでしょうか。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） 協定前の6月、26年の6月18日、これ、協定前の試算でございますけれども、50カ月の負担金、立科町の50カ月の負担金は、税抜きで1億2,594万7,000円となっております。

これを年換算にいたしまして、税込みに直しますと年間3,264万5,000円ということになります。これを見て、協定に参加するということで参加してきたわけです。

協定を結んだ後の平成26年12月24日に示された試算では、50カ月の負担金は税込みで1億5,774万4,000円、これを年換算に換算すると3,785万9,000円となりまして、年間で524万1,000円増えていると、こういうことでございます。

以上です。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 質問に答えてないですね。

契約をしたときには、その数字を目の前にして契約をしたんですかと質問したんです。イエスかノーかで。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） ですので、6月18日の協定前のこの数字を見て参加していると、こういうことでございます。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 協定書を私も拝見しましたが、数字はありませんでした。

先ほど言われた数字、1億2,500万で行われるだろうと信じて調印を押したということが、まず1点押さえておきたいと思います。

ところが、実際に出された金額というのは1億5,700万ということで、ここで1億円以上の差があったというふうに理解しておりますけれども、この時点で、協定書には、共同化の目的として、法改正など長期的な改修経費を含めた電算システムにかかわる経費の削減、この経費の削減ということを目的に言っているわけですが、示された数字が協定書の経費の削減にならないと判断したときに直ちに脱退する、あるいは負担金を支払わない、契約違反だということで、そういう態度表明はできなかったのでしょうか。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

協定書に金額が入っていなかったというよりも、そのとき、その現時点では、その協定を結んだ時点では、やはりちゃんと経費の削減ができる。また、職員にかかる負担も少ないという中で、協定を結んだというふうに私は理解をしています。

その中で、私が就任をしてから、その経費の削減ができないということに疑問を呈して、振興組合のほうに意見を申し述べているというふうに、ご理解をしていただければというふうに思います。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 今回のシステムのこの問題、非常に数字が年換算で来たり、50カ月で来たり、非常にわかりにくい、あるいは税額込みと税抜きと、大変わかりにくいというのも一つの原因かと思いますが、いずれにしても、その経費が水増しされて来ていたという事実が明らかになりまして、その原因がアウトソーシングなどの二重計上や50カ月で計算すべきところを60カ月、5年間で計算されていたり、稼働しないシステムの分の値段や紙印刷代も入っていたということも、私は報告を伺っております。

それで、時間もありませんので伺うんですけれど、今回の問題で、私は、問題は幾つかあったかなと思います。

まず第1に、協定のときに、きちっと数字、協定前ですね、町が事務のデータを共同化の事務局に全部送ったんですが、そのときに町がきちっと事務データの集計をしていなかった、これが一つです。それは後でわかったような形になっております。

それから、調印するときに、この金額でということによって金額の提示をしていない、これも大変問題です。

3つ目の問題として、今後の課題ということになりましようけれども、一応、立科の主張が認められて軽減された数字が出てまいりました。軽減というか、新しく引き直した数字も出てまいりましたけれども、まだまだ高いんではないかなと思うんです。

それで、今度、共同化が出された数字、出してもらったの、1億5,854万円だというふうに数字が出ているんですけれども、現在の町は3,430万円、年額、これを50カ月に換算すると1億4,291万円、約1億4,300万円で現在の電算システムを動かしているわけです。

ところが、共同化が出してきている数字というのは、値引きした後でも1億5,000万だと、今よりずっと高い金額になっています。

今後の問題として、これ、まず、安くするという約束で始まっているわけなので、当初の1億3,600万の数字、これは税込みです。税抜きだと1億2,594万、1億2,600万ほどでしょうか、これの数字に戻して計算をするというふうにしていかなくちゃいけないと思うんですが、これについてはいかがでしょうか。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） お答えをいたします。

今、議員さんおっしゃっているのは、見直しの試算についておっしゃっているかと思うんですが、共同化の事務局のほうの試算では、前半の5年間は今と同じ金額でいって、後半の5年間のほうで金額を見直しをして精算をしましょうという、こういう計算になっておりますので、前半の部分については、今と同じ金額の負担金になっているということでございます。

ただ、この間の委員会の中で、うちのほうが副町長が参加をしているわけですが、この見直しについては、現時点で早急に行ってもらいたいという申し出は行ってございます。

以上です。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 行ってもらいたいという問題ではないと思うんです、行うべきです。

最初から安くなるよと言ったものが、例えば1億円でできるよと、今までうちのシステムが1億円なところを7,000万にしますよと言われて、じゃあ、それでやりましょうと行って、実際、契約書に金額がなくて契約したら、要求されたのが1億2,000万だという話のようなものですから。

これは、当然、前期5年間の中で、計算し直させなくちゃいけない問題だと思えます。したほうが良いという問題ではないと思います。詐欺です、これでは。

そうすると、このままのということなんですけれども、今後、事務方の幹事会や首長で構成される委員会で、改めて経費の算出方法について合意がなされて、計算し直した数字をきちんと出させて、その数字で29年度からの負担金を計算し直し、負担金を支払うのが最低限の筋だというふうに思います。

もし、この提案が入れられないときはどうするか、これは私は直ちに脱会をして、残りの負担金の不払いを断行すべきだと思います。

間違いが明らかになっても是正しないということであれば、それは共同化の事務局が信頼に値しないということにもなります。

相手が不実、誠実でないのなら、こちらだけ義理立てしなくてもいいのではないかと、29年度の負担金も、これからの負担金も計算し直して、改めて適切な金額を提示するという担保なしに、支払う必要はないと考えます。

そうすると、28年度の負担金1,700万円だけで済みます。傷は浅くて済むわけです。1億6,000万、つき合うことはありません。

そのように思いますが、いかがでしょうか、町長。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

委員会の中では、事務局、電算の共同化一部事務組合のほうに、誠意のある回答を、幹事会の中でも議論をして、提出をするようにというような指示も出ております。その中で、しっかりと組合の中でも議論を、幹事会の中でしているというふうに、私は理解をしているつもりです。

今、村田議員が言われたみたいに、その負担金を払うべきではないか、また、払うべきではない、また、脱会をして不払いにすればいいという問題ではないというふうに私は考えています。

これは、やはり14町村が、しっかりとこの電算の共同化をやることによって、経費の削減ができるという目的の中で進んでいるというふうに、私は理解をしています。

その中で、立科町として、今後どうなのかというところに疑問が出ているというところで、今、事務組合のほうに問題を提示をさせていただいています。

私はしっかりと、最初に起きた協定については、立科町として責任を持って、その部分では協定に従うべきだというふうに私は思っております。

以上です。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。持ち時間が少なくなりましたのでまとめてください。

4番（村田桂子君） はい。共同化が新しく出してきたものでも、大変高い値段になっておりますので、やはりこれは最初のところに戻って引き直す、これが契約の誠実なやり方です。

そうでなければ、何のためにこの共同化に臨んだのかがわからなくなります。

やったほうがいい、やってほしいという問題ではなくて、そうすべきです。それが民間の契約、民間でも普通に行われていることです。

そのことを申し上げて癩癩もう一つ、今回、町の中で、事務の取り扱いが大変不適切でした。いろんな数字がそろってなかったこと、これは事務の取り扱いがきちっとされてないことを指摘して終わります。

議長（土屋春江君） これで、4番、村田桂子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時10分からです。

（午前11時01分 休憩）

（午前11時10分 再開）

議長（土屋春江君） 休憩前に戻り、議事を再開いたします。

次に、7番、榎本真弓君の発言を許します。

件名は、1. 長野県電算システム共同化についてです。

質問席から願います。

〈7番 榎本 真弓君 登壇〉

7番（榎本真弓君） 7番、榎本です。

通告に従いまして、電算システム共同化についての質問をさせていただきます。

まず、電算システム共同化についての質問は、私は昨年の9月、12月、そして今回と、続けて3回目となってきました。

その都度わかってきたこともありますが、担当課から提出されてくる現システムの経費と共同化組合の経費の比較資料においては、たくさんの資料をいただきましたが、数字が多すぎて非常にわかりにくくなってきました。

それに、比較の数字がどちらも税込みなのか、税抜きなのかなど、そもそも土俵が同じなのかどうか、金額が大きいだけに税の経費も大きく、片方が違っていたら全く比較にはなりません。

また、経費もさることながら、職員の負担軽減の捉え方も、昨年9月議会の質問で、

移行しなかった理由の一つに、職員の負担軽減に対して疑問が生じたこと町長答弁がありました。

けれど、移行もせず、共同化に参画もしていない今の段階で、どうして職員の負担軽減の比較ができるのでしょうか。

このように共同化組合の目的に対しての比較が、ほかの13団体と立科町とでは、考え方、捉え方がかなり違っていることがわかってきました。

よって、今回の質問は、電算システム共同化に対して、立科町の考え方を重点に質問していきます。

まず最初に、町長に伺います。

電算システム共同化について、不快なチラシが配布されました。このことで町民から不安の声が寄せられました。チラシの文章は町民に不安を与えるもので、全く理解ができません。きちんと不安を払拭し、安心した生活を送ってもらうために伺います。

文章は、電算システム共同化に調印したことに対して、調印を決めた前町長の責任は重大というのですが、この文章は前町長のみならず、議会の名誉も損なうものであると申し上げます。

議会は、地方公共団体の政策形成過程及び実施過程に多面的に参画しています。

共同化調印に至る背景には、地方自治体のクラウド化を国、県も推進し、県全体で説明していたものです。

また、当時の立科町は、経費削減に努力しており、それを議会としても十分理解し、進んでいました。その過程で、クラウド化に進む報告がなされ、異論もなく進んだと記憶しています。

町が勝手に調印できるものではなく、自立を堅持していくために、計画的に進めたものと理解しています。

現在、移行は止っていますが、その歩みを進め、予定どおりに移行していたならば、むしろ特別交付金の申請もでき、14団体の一員として歩んでいたものと思います。

町と議会は職務権限を分担しているもので、議会は町の執行機関に対して、意思決定機関として存在します。地方自治体の議会は、国会の立法機関と違い、条例の制定、改廃にとどまらず、広く行財政全般にわたる具体的事務の処理についても、意思決定機関としての権能を持っています。

地方自治体の長は、議会の議決を経た上で、もろもろの事務を執行することとされており、独断専行を許さない建前がとられています。

それは、同時に議会の地位の重要性を示すものであり、議会は全住民の福祉を考え、住民全体の立場に立って判断しているからです。

地方創生を推進している地方自治体の長は、現在、立科町米村町長におかれましても、今まさにその中で奮闘しておられます。

立科町は、自立堅持を最大の目的としています。人口減少のさなかにあつて、それ

をどう堅持していくか、前町長の8年間の重責はいかばかりであったかと推察します。

電算システムの共同は、そういう思いの自治体が団結して動き、協定書調印に至ったものと私は捉えています。

そのときの町とそのときの議会が、立科町の将来につながるために、ともに答えを出し、両機関がそれぞれの職務権限を分担し、遂行したものです。

そして、今ある課題は、14団体で協議の上、丁寧に解決していかなければなりません。

町長にお伺いいたします。電算システム共同化の協定書調印に対し、個人攻撃のチラシが2度にわたって配布をされました。

個人の名誉とその当時の議会に対する名誉も損なう大変不快な文書です。町民に与えた不安を払拭し、今後二度とこのような文書配布がなされないよう、電算システム共同化の協定書調印に対しての米村町長の見解を伺います。

議長（土屋春江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

今、榎本議員からいろいろとご質問をしていただきました。

私は就任以来、この問題について幾度となく、いろいろな議員の皆さんからご質問を受けているというふうに思っております。

しかし、私は一貫として、この協定を結んだことに対しての非があるとか、また、それを結んだことに対してのその責任がどこにあるのかということ、私は申し述べたことは一つもないというふうに思っております。

これは、やはり14町村が協定を結び、それを進めていたということが大きく僕は責任があるというふうに思っております。

そのことについて異論を唱えたことはなく、今、言いたみたいに電算の共同化、その経費を30%以上削減をして、業務の効率化により職員の負担軽減を図り、住民サービスの向上に寄与することを大きな目的として、平成26年の8月に、県内14町村で協定を結んだというふうに私は理解をしています。

しかし、その目的が達成されないというような思いの中で、委員会に申し出をし、現在、事務局案であります、負担金の見直し案が示されているというふうに聞いております。

この見直し案も10年間という期間の問題などがありますが、負担金が見直し案どおり改定になりますと、経費面ではおおむね当初の目的が達成できるのではないかと考えてもおります。

現在、それに向けての検討、また精査をしておる最中であり、しっかりと

また事務局のほうでも説明があり、また、委員会のほうにもかかるというふうに思います。その中で、今後、立科町としての方向性を出していこうというふうに考えてはおります。

議長（土屋春江君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 政策は、やはりその方向性、町長がこれからどう決断されるかにかかっているかと思いますが、協定書調印に対して、その当時の背景を再度申し上げます。

電算経費は、平成24年の当時、およそ経費5,000万以上と聞きとりをしました。

14団体調印をした、その後になりますと、共同化での人口規模になりますが、立科町は7,495人、これは平成28年1月の人口規模ですが、これが調印をした後、14団体では人口6万6,916人、その一員となります。

このような数字の違い、人口規模が違うとき、入札を行うとき、交渉力、どちらが強くなるでしょうか。

共同化においては、経費以外のメリット、将来を見越したメリットの議論が全くされていません。人口が多いことによるメリット、これは立科がどんなに逆立ちをしても得られない人口規模になりました。

今、想定されていない業務が行われる場合のメリットも共同化にはあります。現在、現システムに丸投げになっている業務、これは職員の負担軽減についてであります。

立科町は職員に対し、情報処理の業務ができない、職員がそろっていない、そのために現システムに全てお任せになっていると聞きました。

これを自立堅持で立科町が今後進んでいくというのなら、みずから情報処理に対して行っていく覚悟が必要だと思います。

情報処理能力、この仕事すら現立科では行っていないとするならば、共同化で移行すると、逆にこの仕事量は当時は増えると私は思います。

やっていなかった仕事が、移行するときに、やらなければいけない仕事になりますが、これは他町村では、既にそれぞれの自治体でそれぞれが行っている業務であります。

このように、職員の技能能力の向上を目指していく、これも共同化の目的になっていきますが、全て自から行っていくことを目指して、県が推進したクラウドに対して調印は行ったものと思います。

前回の答弁で、町長は調印をほごにはしないと答弁をされました。よって、チラシにある、決めた前町長の責任は重大という文章は誤りであり、訂正するべきであると申し上げます。

町民の不安を、米村町長の言葉で再度取り除いていただきたいと思います。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

少し、ちょっと論点が、私には理解できないところがあります。

その新聞のチラシ、どういうものだったかというのは、私も手元にはないものですからよく存じ上げませんが、そういうふうな話が、そういうふうなチラシが回った、それで町民の皆さんが不安に思っている。

ただ、それを、やはりこれは、私も議会の中でも、今も答弁をさせていただきましたけれどもそういうことはない。私は、その協定に結ばれていたこと、それをとやかく言っているわけではございません。

その移行にかかる町民の負担が増になるということに対して異論があると言って、事務組合のほうにその説明を求め、また資料も立科町として提出をさせていただきましたが、今、委員会の中、また、幹事会の中でもんでいるというふうに考えてはいます。

その過程の中で、どういうふうなチラシが出たかということに対して、私にとやかく言う必要はないというふうに思っています。

誠心誠意そのことについて、この議場でも、また、議会の皆さんにも私は説明をさせていただきます。

もしも、それが議員の中で出たことであれば、しっかりと立科町議会、また、議員の皆さんでご審議をされて、公表をされたればいいのかというふうに思っています。

町とすれば、この共同化に対しての協定に関しては、私は何も言うつもりはありません。協定を結んだんですから、立科町として、しっかりとその協定を守っていくということは、この14町村、しっかりと手を組んで協定を結ばさせていただきました。

しかし、この運営に対して、この運営経費がこれからどうなっていくのかということに対して私は疑問を感じ、それに対してこのまま進めていいのか、悪いのかという判断を、現、今の町政を預かる身として、判断をさせていただいているというふうに私は思っております。

議長（土屋春江君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 町長の答弁、まさにそれが筋だと思います。

共同化調印する、しない、これはやはりそのときの政策の一端であります。

町長は、それに対して、今、これから、立科町のために、何が一番得策かということを検討されて進めていくものでありますので、このチラシに書かれているような前町長云々というものは全く論外の話だと思います。

実は、日本国憲法21条に表現の自由が保障されています。当然、言論の自由も保障されているものですが、自由であるからどんな表現も許されるものではないと考えます。

このような町民に対して不安を与える行為は、平和な立科町において、厳に慎んでいただくよう申し上げたいと思います。

総務課長にお伺いいたします。

再度、前町長に責任はあるかという、そのようなことはないと考えますが、総務課長の経過の中でお答え願います。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） ただいま町長のほうからも答弁ございましたけれども、先ほどの議員さんの答弁のときにもご紹介しましたけれども、協定前の平成26年6月18日、これ、協定前の試算です。

その試算では、年間で、税込みで3,264万5,000円になるよという、そういうことの試算が提出されているということで、それで協定を結んだということではありますが、現在、負担金としてお支払いしているのは3,800万ちょっとです。

ですので、この辺のところを疑問視して、今、システム共同化のほうへ移行をしていないと、そういうことでございます。

以上です。

議長（土屋春江君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 精査のほうは粛々とやって、また共同化の中でしっかりと議論をしていただいて、立科町にとって一番最善の方法を選んでいただくのを望みます。

次に、平成28年度と29年度の予算編成で、経費削減の取り組みは何かについて伺います。

実は、新聞報道で、もう最近それぞれの予算編成に合わせて数字がたくさん出ています。立科町においての昨年度の予算の中では、総額44億7,300万、その中で、実は気になったところがあります。

人件費が14.6%と、当時、予算編成をされました。実は、2017年の立科町のやはり予算表が載っておりますが、ここは総額41億5,000万、これからまさしく予算審議をするところです。

ここで歳出の中の人件費が17.7%ということで、前回よりも上がっております。

この数字を計算していただきますと、私の計算で間違っていなければ、人件費が8,150万ほど、今年度、予算総額が下がったにもかかわらず、人件費が上がっております。

こういう予算編成をされたもの、理由はこれから予算審議で伺うものですが、私はこの次の質問、今の質問で、経費削減の取り組みは何かということで伺うものですが、人件費は大変そのときに経費としてかかってくるものです。

これをどのように今回予算編成の中で考えながら組まれたのか、まず経費削減の取り組みについてお伺いいたします。これは、町長ですか、総務課長。

議長（土屋春江君） どちらにしますか。人件費、長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） 人件費のお話を申し上げたいと思います。

昨年度の立科町の職員数につきましては、同級、同じような財政規模で、同じような仕事の割合というか、そういう規模の全国調査がございます。

平成28年度の4月1日時点では、全国で一番少ないというような状況の結果になってきております。1万人当たりの換算値でございます。

本年度につきましては、職員採用等が進みまして若干増えておりますが、先ほど議員さんおっしゃるとおり人件費上がっています。

予算の構成上、通常であると20%以内が適正な人件費の構造だよというふうに、一般的には言われておりますので、立科町については大きく落ち込んだものが、若干回復をしてきているということで、まだ20%以内におさまっておりますので、その辺については十分標準的な人件費の構造割合だというふうに考えております。

以上です。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） それでは、総合的なことにお答えをさせていただきます。

予算編成に当たり、毎年度、予算編成方針を定めており、少子高齢化が進む中で町民に何が必要か、また町民は、今、何を求めているのかという原点に立ち戻り、従来の慣例にとらわれず、必要性、また効果、事業の改廃など十分検討して、健全な財政運営に努めることとし、組織全体で知恵と力を結集して、地方創生に向け、取り組むこととしております。

その方針のもと編成したものが、今議会に提案をいたしました平成29年度予算書となっております。

一般会計の予算規模で申し上げますと、この平成29年度、41億5,000万円、また平成28年度が44億7,300万円であり、平成28年度より3億2,300万円減額しておりますが、子育て支援や移住・定住、誰にでも優しく、健やかにいつまでも地域で暮らせるまちづくりを重点指針に定め、事業を集中し、新たな事業も創設をしております。

予算額は、その年度の事業の必要性などがあり、一概に比較することはできませんが、平成27年度は46億1,900万円、平成26年度は43億4,500万円の当初予算であり、予算編成方針に沿って組織全体で取り組んだ成果だと考えております。

以上です。

議長（土屋春江君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 29年度の予算編成、28年度の決算はこれからやることにはなりますが、その中でどのように経費削減の取り組みが行われたかも見えてきます。

また、29年度の予算編成での今の町長の答弁ですと、事業に集中できるという、また、その事業に集中できる事業を展開をするということですが、まさしく事業に集中できるという財政力を持った立科町というのは、本当に、今、幸せな状態ではないかと思えます。

なぜなら、やはり前町長8年間の中で、当時の借金、また基金、実質公債費比率等々、18年度から26年度に至るまでかなり改善をされました。

借金は38.3億円、当時あったものを28.5%減少し、27.3億円にまで減少をさせました。

また逆に、基金においては、18年度の決算で27.7億円だった基金を、26年度では

35. 1億円まで約25.2%増加をさせました。

実質公債費比率に対しては、18年度のときは、これは19年度に発表になりますが、18.6%の実質公債費比率だったものを26年では4.3%、まさしく14.3%の改善になりました。

ただし、これは町長がいくら旗を振ってもできる数字ではなく、今まさにここにいらっしゃる職員の皆さんが獅子奮闘してみんなでつくり、また、なし得た結果だと私は思います。

自立堅持というのは、職員、町民、また当時の理事者全員が自立堅持を望み、それに目標に向かって進んでいた。だからこそ、このような改善がなされた結果だと思います。

ただし、今、電算システムに対しては、二重のかかる経費が年間2,900万起きています。

これは、移行しないという結果の数字になります。移行を1年延期すれば2,900万、これを2年延期すれば5,800、このように膨大な数字が膨らんでくるんですが、この2,900万等々、二重にかかる経費は無駄、経費削減になっていないと思われませんかしょうか。町長に答弁を求めます。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

今、言われたとおり、その段階では経費が二重にかかっているというふうに考えています。

ただ、私はここ2年、3年ということではなくて、この先を見て5年、10年先を見たときに、町民にとってどうなのかというところが、議論の焦点にあるべきかなというふうに思っています。

その中での私の判断として、共同化をしないほうが町民益になるというふうに、現時点では判断をしております。

以上です。

議長（土屋春江君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 共同化に調印した立科の立ち位置で、それをほごにしないというのが町長答弁でありましたので、これは、今、まさに数字の精査をして、これから先、町長の政策として打ち出されてくるものだと理解をします。

負担金を支払うことに対する謝罪という言葉も、前回、9月議会の答弁で使われましたが、移行しない間にかかる経費に対しての謝罪はないのでしょうか。これに対して伺います。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

議論が平行線になってしまうかもしれませんが、私は共同化に協定に調印をした

ということは、町の方針として認めてはいます。

これで1億6,000万という経費を、共同化で参画をするために町が負担をするという決定を町がしたというふうに考えています。それは、あくまでもその負担金を払い、また、経費の削減をして町民益になるという、そのときの判断だというふうに考えています。

それと、今、言われた経費が二重にかかり、その部分についての謝罪ということと言うのであれば、やはりその協定を結んだときの、その責任の追求ということになりはしないかなというふうに考えます。

私は協定を結んで、1億6,000万円のその契約をしたことに対しては、一切もの言うつもりはありません。これは町としてしっかりと契約を結んだことです。

ただ、今後、これからかかる経費に関して、町民益にならないと判断をしたのであれば、僕はそれに異論を唱えるというのが、今の理事者としての務めだというふうに思っています。

それを結んでいなかったら払わなかった経費もある、結んでいるから払わなければいけない経費もある、そういうことを言うと、じゃあ、どっちがどうなのかという責任問題になってくるというのは、少し榎本議員が言われた論点からも外れてしまうのかなというふうに私は思います。

私は、謝罪をすると言ったのは、その1億6,000万という町の判断に対して、町民益にならなかったということに判断を私がしたわけです。ですから、私はそのことについて謝罪をさせていただきたいというふうに言ったのであって、それがいいか悪いかということは言った覚えはないです。

それは町の判断としてやったことです。だから、町の判断として、町長としてその判断について、現職として皆さんに、町民にとって、おわびをするべきだというふうに考えたので、前回の議会のときに、そういうふうに私は申し述べたというふうに記憶しております。

議長（土屋春江君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 協定書の調印というのは、電算クラウド化に調印をするというのは、経費削減が一番の目標かもしれませんが、それ以外の目標、これは前回のときにも私のほうで申し上げましたが、これから、先ほど町長がおっしゃられました5年、10年たったときの立科町にとってどうなるかということが問題で、市町村の職員の負担軽減、これがまた次の大きな課題であります。

このことは、後ほどにまた申し上げますが、実は経費削減というものに対する取り組み方が、行政と民間とでは全く違うなという、ここ、私は議員になってすごくそれを感じたところがあります。

民間企業の予算というものは、見積もりだったり、売り上げの目標、利益になりますが、自治体の予算は、議会の議決によって法的な性格がそこに裏づけをされ、それ

を活用する財源になってきますが、その理由は財源が税金だからであります。

民間企業の経費の削減は大変重要な課題で、民間は経営状況によっては、やはり社員の削減、また給料のカット、また設備投資等の削減が行われてきます。

結果も、いくら当初目的、売り上げの目標を立てたととしても、その結果、幾らの利益を上げたかとなって、それが職員の利益アップのために使われ、また、さらにコスト削減を伴うもの、そうしなければ利益率は上がってまいりません。

ところが、自治体ですと行政サービス、福祉サービス、いろいろなサービス面があり、コスト面だけを考えられない、総合的に判断をしていかなければならないものも多々あります。

それでは、民間から何を学ぶか、民間企業はコストと売り上げに重きを置きます。行政は、政策、事業の成果に重きを置きます。それを検討するとき、コスト、これは予算の一部と捉えられていると私は思いました。

行政サービスと福祉サービスなどコスト面、総合的に判断をしなければならないことは事実であります、しかしながら、町民から預かっている貴重な財源を、効果的に使っていかなければならない、これも当然のことです。

地方自治法の2条の14項に、地方公共団体は、その事務処理をするに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければなりません。

次に、15項には、地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めて、その規模の適正化を図らなければならないと自治法上に載っています。

私は、行政の経費削減は、無駄をなくす意識の共有と財政健全化へ向けた持続的な緊張感だと思っています。

今、電算システムで行われている二重にかかる経費は無駄と私は思います。この2,900、2年、5,800は、もったいなくはないでしょうか。町長に答弁を求めます。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

本当に平行線になってしまうのかなというふうに思います。卵が先か鶏が先かというような議論になっちゃうのかなというふうに思います。

そうであれば、私はもっと慎重に、この共同化をやるとき、14町村で共同化を始める前、やはりこの77市町村、また10の広域のときに、なぜそういうふうな話をもっと進まなかったのかなというふうに思います。

そういう中で、全てを総合した中で、無駄でないというふうに思うかといったら、私も無駄だというふうに思います。

ただ、無駄だからといって、じゃあ、しなくていいのかという問題になると、先ほどの議員からのご質問もあったように、協定に結んで払わなきゃいけなかったものを

未払いすればいいんじゃないかというような話にも、また戻ってしまうのかなという懸念があります。

私は無駄がいいのか、無駄をなくせばいいのかというようなことよりも、損をして得をとれというふうに私は感じています。私は関西の人間なんで、損をして得をとれということは、よく小さいころから言われてはいましたけれども、その裏には非常に熱い思いがあるのかなというふうに思っています。

何をするんでも、やはり投資、また先行してやらなければいけない、一瞬無駄だというふうに思うかもしれません。

ただ、それが将来にわたって町民益になるということをしかり示すというのが、私の役目だというふうに思っています。

また、今、職員は、そのことを肝に銘じてしっかりと業務に励んでいます。

人件費のことも、先ほど総務課長からも話があったように、私は適正だというふうに思っています。

また、行政というのは、これから未来永劫継承していき、つなげていかなければいけないものだというふうに思っています。

その中で年齢構成も考え、しっかりと人員配置をし、職員を雇用していくということは、私は町民益につながるものだというふうに思っています。

以上です。

議長（土屋春江君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 町長の判断はこれから待ちます。

それぞれの歴代の町長、やはりトップリーダーとして、町に対してどう利があるか、先ほどの損をして得をとれという、常にその指針であったと思います。

町長自身も、町長になられてからいろんなことがわかれたかと思います。

次の質問は、この電算システム共同化に対する町長ご自身の考えを伺うものです。

これは、例えになるかもしれませんが、先ほど事業に集中できる、その財政力を持った立科町であるからこそ事業に集中できるんですが、そういう状態になかったとき、そのときに起きた電算システム共同化であったならば、やはり経費削減ということにどうしても着目をするのではないかと思います。

それは、町長にならなければわからない、町長だからこそやらねばならないという英断というものが数多くあると推察をいたします。

米村町長は、まさにその真ただ中で奮闘をしておられます。立科町の財力を考えずともその事業集中ができるその状態のとき、ただし、自立堅持をしていくためには財政健全が第一であると考えます。

町長のほうは、その健全な財政をいかに使うか、また、それを原資としてどうふやしていくか、町民益にどう貢献をしていくかという、またその次のステップに移られているのが今だと思います。

選択した立科町の自立堅持は宿命ですので、町長たる覚悟を持って取り組まなければ、なし得ないものだと思います。

これは、時代とともにその結果は出てきますが、町長が、今、されていることは、やがてこれから5年、10年先にその結果は出てきます。

ただし、それをさかのぼって、また責任追及もできずに、またその評価もその後になって出てくるのです。

町長は、過去の定期監査の報告はご覧になられたことはありますか。町長、そのところをお伺いいたします。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

過去全ての定期監査の報告を読んだということは、残念ながらありません。申しわけありません。

そういう中で、しっかりと進めさせて、過去の皆さんも一生懸命苦勞をされて、財政運営をされているかなというふうに認識はさせていただいております。

また、立科町は、本当に今、皆様ご存じのとおり、約6割が依存財源に頼っている町政だ。その中で、自主財源が乏しいというのは、本当に皆さんもご心配をされているし、また町政を預かる私も心配をしております。

しかし、今は国の財政も非常に危機的な状況にあり、地方交付税もやはりどんどんと減ってくるというふうな予測もされています。

いずれはなくなるのではないかというふうな、それぐらいの懸念を持って、これからの町政運営をしていかなければいけないかなというふうに思っています。

その中で、今のうちに、まだ国の支援が得られている、この地方創生という追い風の中に、この立科町が自立をしていけるような基礎をつくっていくべきだというふうに私は考えております。

議長（土屋春江君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 今回の私の質問は、電算システム共同化の最終的な町長の判断、最終になりますか、これが精査された後の結論を待つものですがけれども、ぜひ、前町長時代のときの定期監査をご覧になってください。

平成23年の定期監査の報告におきましては、各事業の委託料について、電算システムによらなければ当然処理できないものもたくさんある。

しかし、予算に占める割合が極めて多額であり、多岐にわたっている。予算統制の上からも、経常的、類似的な事業の一部、一括契約、また職員の技能能力の向上を図り、内部処理を目指すなど、常に見直しを行っていくべきであるとあります。

これは、平成25年の定期監査の報告にも同じように載っています。財政的な大きな負担を伴うことから適切な対応策を模索してきていると、またあります。

25年の決算報告にも同じように載っております。各種電算業務は、その専門性から

開発業者と随意契約するケースが多いが、システムの熟知に努めると同時に、コスト面から周辺市町村との共同処理を目指す時期でもあるとあります。

最後に、寺島監査委員、平成26年の決算審査を行っていただきましたが、その寺島代表監査からも、電算業務の共同化の推進をと報告がなされています。

このように、それぞれの時代に、それぞれの監査委員が、電算システムに対して問題視をされ、また、それに対してどう解決をしていくかということも報告をなされています。

国、県が推進して、また開発に対しては、特別交付金という租税の措置もあるのにもかかわらず、電算システム共同化に、これを移行するというよりも、その共同化そのものに対して町長のお考えをお伺いいたします。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

電算の共同化、今、本当に言われたとおり、歴代全てやはりそういうふうな形の経費の削減ということで、苦勞をされているのかなというふうに思っています。

ただ、やはり昔と違うことは、どんどん情報化が進んでいく中で、非常に煩雑化をしてきているのかなというふうに思います。ここ、本当、数年でも、大きく変わってきているのかなというふうに思っています。

そしてまた、この電算共同化については、本当に先ほども話にあった中で、77市町村、また10の広域の中で、県がまた指導していきながら、この問題について議論をしていたのかなというふうに私も考えております。

その中で、結果として、じゃあ、なぜ14町村しか残らなかったのかということに、私は就任をしたときに、どうしてっていうふうに疑問に思ったことも確かであります。

長野県が推進をして、この77市町村、ましてや10の広域がある、この団体の中で、なぜ1つの市も参画をせず、14町村だけでこれを行ったのか、また、1つの広域も入っていない。

今、議員が言われたことであれば、私は少なくとも半分ぐらいは、やはり入ってやっていくということであれば、本当にこういうふうないいシステムになったのではないのかなというふうに考えます。

それが、時代の流れなのかどうしてなのかというのは、私が考える、これはやはり時間がかかるのかなというふうに考えています。

ですから、私は、この立科町の町民の負担がないのは、どういうふうにしたらいいのかということで提案をさせて、今、検討をさせていただいているというふうに思っております。

以上です。

議長（土屋春江君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 14になったというその理由を私は推察をしますと、普通、市町村、市は、

大きいところは、市の庁舎内で、随意契約ではなくて入札契約等々を行われて、いろんな業者が入っていると聞いております。

14の、この飯綱町、下條、平谷、豊丘、川上、佐久穂、そして立科、これから先、また移行が、今、今年度、行われます根羽村、泰阜、売木、木島平、生坂、小川村、こちらは1社だけの随意契約が行われてきています。

それぞれの自治体で1社だけでは競争原理が働きません。そのために、また人口規模も小さいので、共同化にして同じシステムを使い、それぞれが経費削減につながるよう、また職員の負担軽減ができるように図ろうと残ったのが14団体と私は捉えています。

そこは、町長に逆にご理解をいただきたいと思います。

なぜ、77が14になったのか、58町村だけの中でも14になって、既に広域や、もうそれぞれクラウド化をしているところが長野県の中にもあります。

だけど、残ったこの14の皆さんたちが、これからクラウド化を進めていくというものであります。

実は、川上村の藤原村長、町村議会の議長として全国で大変有名な方ですが、県に対して、県または国に対して要望書を提出をしてあります。

これは2月に提出をされたもので、議長から私も拝見をしました。

この中に、総務省宛てに、情報化施策の推進ということで、市町村の情報システムの共同化支援、市町村が行う情報システムの共同化に当たって、基幹系、内部情報系に当たっての共通運用経費に対して財政支援を講じること。

また、国の制度改正に伴うシステム改修経費への支援として、国の制度改正に伴う電算システムの開発、改修について、町村に超過負担が生じないように、国の責任において財源を確保するとともに、制度改正への詳細決定から施行までの準備期間を十分確保すること、それ以外にも情報セキュリティの対策の推進とか、いろんな意味で要望書が提案をされています。

このように、14団体のそれぞれの町村と、また代表である川上の村長、皆さん、やはりクラウド化に対して真剣な思いで取り組んでいらっしゃいます。

立科はありがたいことにその一員になり、これからともに歩める団体になったわけですので、私はこれはもうせつかく得たチャンス、6万6,000となった人口規模になったチャンスです。

これをしっかりと生かして、これから取り組んでいただきたいと思います。

最後に、立科町の電算システムの共同化、これについてはどのような今の段階での結論になったのか、お伺いをします。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

これまで説明してきたとおり、共同化事務局の、私はやはり誠意を見せていただき

ながら、その中で結果が出た負担金が、過大に積算されていたことを指摘をしております。

また、この負担金の見直し案が、共同化事務局から提示をされた見直し案では、平成32年12月までの5年間とした運用期間を平成37年12月までの10年間とし、5年経過後に負担金を見直し、全町村が30%以上の経費削減になるようにとすとしております。

この試算では、立科町は前半5年間は過大に負担金を納め、後半5年間で大幅に削減をし、精算をしていくことになっております。

具体的には、前半5年間の負担金は年間3,630万円で、後半は1,550万円と、半額以下になる試算となっております。

さらに、事務局からは、後半運用経費の見直しにより、立科町の負担金は年額780万円になるとの提示もあります。

町では共同化の運用が始まり、まだ1年数カ月であり、負担金の見直しはすぐに行っていたら、前期5年間の間の中で精算をすべきと考えております。

今後、幹事会、また委員会で、強く私は求めていきたいというふうに考えております。

また、今回の試算では、負担金が町村ごとに大きく増減されることから、その動向を的確に見きわめ、また、その見きわめていくことが重要であり、次期の5年後の更新について、各町村の動向がはっきりしてくる来年7月ごろまで注視していく必要があります。共同化への移行は、来年11月ごろを目途に準備を進めたいというふうに私は考えております。

ただ、今回示された事務局からの試算を前倒しして実施してもらうことと、14町村で次期5年間の更新をしていくことで、立科町に共同化の経費削減のメリットが初めて生まれることですので、メリットが生まれるよう的確に動向を見きわめていく必要が、私にはあるというふうに思っています。その中で、重要な1年半になるものと考えております。

議長（土屋春江君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 町長、事務レベルの話は、もう幹事会で総務課長にお任せになってはいかがでしょうか。

ある意味、一国一城の理事者は、そのところの結論を出すような話のところにはないほうが、立科町の交渉術としてはよろしいのではないかと思います。

事務方はしっかりと町費、経費削減で主張もし、また、それを事務局がどう、また、14団体からどういう結論になるかは議論すれば一番いい、また、それが事務方の役目だと思いますが、町長という立ち位置の方は、それは逆に立科町の将来において、高所と大所から見てどちらが得か、ある意味、事務方のような結論を急ぎ足で出してしまうと、これから先の14団体の一員になっている立科にとってはマイナスになるんで

はないかと思えます。

これは、私もいろんなところで他の議員に会います。そのときに、やはり議員の立場と理事者の立場と事務方の立場、それぞれが分担作業をしておりますので、具体的な答えを、その委員会ですね、町長たちの集まれる会議は、そこでおっしゃらずとも事務方でそれを答えを出すのではないかと思えます。

先ほどおっしゃられた答弁は事務方に預けて、町長は町長らしく交渉として動かれることを私は望みます。

最後に、いかがでしょうか、その立ち位置を望まれるというふうにお答えはいただけないでしょうか。

議長（土屋春江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

今、議員から立科町の電算システムの共同化の結論はというような形の中でお話をさせていただきました。

この委員会の中でも、委員長の長和町羽田町長からも、こういうことは委員会の中で議論をするべきことではない、幹事会の中でしっかり議論をして、結果を委員会にかけろという指示も出ております。そのとおりだというふうに私は思っています。

委員会でこういうふうな議論をするべきではなく、やはり事務局レベルでしっかりとこの議論をして、やっぱり言うべきだというふうには感じてはおります。

その立ち位置は、今、榎本議員が言われたように私も同感であります。

以上です。

議長（土屋春江君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） やっと最後に町長と意見が合った部分が出てきました。

これから先、電算システムは、大変大きな課題にはなってきますが、立科においてはまたやらなければいけない一つの大きなハードルだと思います。

町長を先頭に、皆さんたちがそれをともに自立堅持の中でなし得ていくならば、私はそんなに難しい業務ではないと思っています。それがまた、町民益に必ずつながっていくというものであるからです。

そこの立ち位置、それぞれが分担をされて、また結論を出して、また米村町長を中心に動いていかれることを心から望みます。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

議長（土屋春江君） これで、7番、榎本真弓君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、暫時休憩とします。再開は、午後1時30分からです。

（午後0時08分 休憩）

（午後1時30分 再開）

副議長（田中三江君） 土屋議長より早退の届け出がなされております。これより副議長が議事の進行をしますので、よろしくお願いいたします。

休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、**8番、森本信明君**の発言を許します。

件名は、**1. 計画的・効率的・効果的な行政運営について**

2. 空き家対策事業について

3. 公共施設管理計画についてです。

質問席から願います。

〈8番 森本 信明君 登壇〉

8番（森本信明君） 8番、森本信明です。

通告に従いまして質問をいたします。

2日間で残りあと2人ということになりまして、今まで非常に討論の状況が白熱したものであって、皆さん方がお疲れかと思えますけれども、あと2人でありますので、何とぞおつき合いよろしくお願いいたしますと思います。

私のほうからは、今まででそれぞれ多くの議員から、ないしは理事者のほうから、第5次基本振興計画並びに総合戦略にかかわる質問事項が多くありました。その中で、私は、計画的・効率的・効果的な行政運営についてということで、総合戦略の中でもうたわれておりますまち・ひと・しごと創生立科町総合戦略が平成27年10月1日に策定され、政策分野、地域の力で活力あふれるまちづくり、基本目標の施策、計画的、効果的、効果的な行政運営の中で、広域行政共同事務の推進が掲げられて、佐久広域連合一部事務組合、定住自立圏構想等が広域的な枠組みの中で事業や事務がとり行われ、他市町村との事務共同化が進められるところであります。12月でも同僚議員が質問された事項も重複し、また私も自立圏の関係については質問をしました。今回、5年間の経過が済んで、それぞれ他町村のこの自立圏の関係で、広域的な業務についてはどうするか、連携をどうするかということで取り組まれておまして、それぞれ締結をされるところであります。

については、改めてここで広域的共同事務の推進ということで、町長にまずもってお伺いをしたいと思います。

なお、細かい私が考えている自立圏の成果等、これらについては、町長の答弁が終わった後、事務的な質問に答えていただきたいと思っておりますので、最初に町長に答弁を求めたいと思っております。

副議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、お願いいたします。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） 広域行政また共同事業の推進についてというご質問にお答えをさせていただきます。

まずは、今回起きました長野県消防防災ヘリ墜落事故により、佐久広域連合消防本部より長野県消防防災航空センターに派遣をしておりました大工原隊員のご冥福をお祈りを申し上げます。

さて、広域行政また共同事業の推進ということでお答えをさせていただきます。

当町の関係する広域組織で代表的なものは佐久広域連合ですが、佐久市、小諸市、北佐久郡、南佐久郡の町村が加入をしており、広域行政、広域消防、佐久平斎場、養護老人ホーム4施設の運営などの事業を行ってまいります。また、川西保健衛生施設組合による川西衛生センター・清掃センター、北佐久郡老人福祉施設組合佐久良荘の運営、佐久市北佐久郡環境施設組合による新クリーンセンター建設運営、白樺湖下水道組合による白樺湖周辺の下水道処理等、多岐にわたっております。加えて、佐久地域定住自立圏、上田地域定住自立圏にも参画し、広域的な課題解決に向け事業を推進しております。

さらに、県内市町村で構成する長野県市町村総合事務組合、東北信市町村交通災害共済組合事務組合等にも加入しておりますし、長野県地方税滞納整理機構との連携により未納金の整理も行っております。また、北佐久郡行政連絡協議会として、立科町、軽井沢町、御代田町の3首長に、佐久地方事務所長、佐久建設事務所長、佐久保健福祉事務所長を交えて毎月連絡会議を行い、それぞれの課題について協議を行っております。

副議長（田中三江君） 8番、森本信明君。

8番（森本信明君） 先ほど町長のほうから、広域事業の立科町がかかわる多くの一部事務組合を含めての取り組みが紹介されたところであります。

そこで、私は、一つは、この1月等々に締結をされた上田及び佐久地域の定住自立圏について、5年が経過をして、それぞれ佐久広域、上田地域ということで取り組みがされ、立科町も参画をしてきたところであります。5年を過ぎたところで、この地域自立圏について、当然それにかかわった成果なり、今後の課題とか事業推進があらうかと思えます。その辺について、具体的に佐久・上田地域自立圏のこれまでの主な成果と、今後の事業推進について伺いたいと思えます。

成果等の報告に当たっては、それぞれ佐久については今まで18項目、上田については9項目ということで、多くの政策分野で協定を結んで、それぞれ行っているところであります。

あわせて、それぞれの佐久市を中心にしたもの、上田市を中心にしたものということで、それぞれ各両市が上げている政策分野について、立科町が同調する部分、取り入れていきたい部分について協定が結ばれているところであります。数多くの対策分野に対しての評価があらうと思えますけれども、時間的な関係もありまして、主にどん

なような成果があったのか、また、町民にとってどのようなこれらの定住自立圏の中に、政策的なところに町民が参加をしてきたのか。この辺について、まずもって答弁をお願いをしたいと思います。企画課長のほうでよろしいですか。お願いします。

副議長（田中三江君） 遠山企画課長。

企画課長（遠山一郎君） それでは、お答えいたします。

佐久・上田各地域の定住自立圏構想のこれまでの主な成果と今後の事業推進についてということですが、12月定例会の際にも、西藤議員の一般質問に対して、佐久については特筆するような内容はないというような旨でお答えしております。これは、各政策分野で情報交換を行って連携していますが、事業自体はそれぞれの自治体で行っているというようなことでしたので、そのような答弁をしたものでございます。

今回は、圏域全体で取り組んでいるものが主になりますが、若干かいつまんで申し上げます。

休日小児科急病診療センター運営委託、佐久地区平日夜間急病診療センター運営委託、休日救急歯科診療所開設運営支援を、佐久医師会及び佐久歯科医師会の協力によって行っております。これにより、圏域の子育て世代あるいは住民の安心安全な生活に寄与できたというようなことで、まとめてございます。

それから、ごみの減量化、新エネルギー導入促進事業というようなことで、各市町村において、生ごみ処理機の購入補償ですとか、資源回収に対する助成を行っております。連携して取り組むことによりまして、効果的なごみの減量化が図られたものでございます。

その他、特定健康診査推進事業、鳥獣害防止総合対策事業等、各分野において連携した取り組みがされました。

次期協定につきましては、ICT教育の推進、6次産業化による農業振興、道路等交通インフラの整備を新たに協定に加えまして、さらなる連携を図っていくことになっております。

また、上田市とは、福祉・教育・文化・環境・地域交通・人材育成の分野で協定を締結しております。保育所職員を対象に、発達に支援を必要とする子供の保育に係る研修会を定期的に開催しております。

また、図書館相互利用の促進事業によりまして、圏域内の図書館利用が図られ、当町の町民について、上小地区の図書館に540名余の登録がされているというようなことで報告を受けております。

地域施設の有効利用ということで、サントミュージアムやセレスホールの小中学生の利用については減免等がなされ、実際に活用をされているところでございます。

その他、松くい虫防除対策の推進ですとか、職員研修等を行ってまいりました。

また、当町は連携しておりませんが、信州上田医療センターの医師確保にも効果があったというふうに聞いております。

次期協定におきましては、結婚支援の取り組みや、公立化する長野大学との連携促進、移住・定住施策の促進、産業振興分野において、企業立地促進や上田地域産業展の支援、ワイン等による地域ブランドの創出等を新たに協定をし、参画していくことになっております。

それぞれの圏域とも、第2次共生ビジョンにおきましては、総務省の定住自立圏構想推進要綱の一部が改正されたことによりまして、PDCAサイクルの構築をし、KPI成果目標を定めることになっており、事業の進捗管理を行っていくことになっております。

副議長（田中三江君） 8番、森本信明君。

8番（森本信明君） 今、企画課長のほうから主なものということで、立科町がかかわりを持っていることについての成果ということで報告を受けたところであります。

当然これからも更新をして、上田、佐久、両地域との連携を保っていくということは、先ほど申し上げたように、既に新聞報道もされて、来年度から新3事業とか、それから共生ビジョン案の決定とか、それぞれ新聞報道がされているところであります。

そこで、今申し上げられた成果について私が尋ねたわけではありますが、これらについて、いろんな機会に町民にどのような広報活動がされるかというようなことについて、お考えがあったらお聞かせをいただきたいし、改めて定住圏の関係について、それと、先ほど総務省の関係で、検証とかこういうものをしていくというような指示があったようであります。当然それらに参画をした結果について、また今後それらを更新をしていくに当たっては、当然評価とか検証が必要だろうと思えますけど、その辺、一つは、今課長が述べられたこと、またそれ以外のことで、この定住自立圏の成果についてどのような方法方法で町民にお知らせをしていくのか。もう一点は、検証の仕方が、多分総務省からいろんな指示があろうかと思えます。それらについては、事細かな方法で検証方法が検証されると思えますが、主だったものでいいんですが、答弁をお願いをしたいと思えます。

副議長（田中三江君） 遠山企画課長。

企画課長（遠山一郎君） それでは、お答え申し上げます。

各市、各市といいますか、佐久市、上田市とそれぞれ協定を結んでおります。中心市において共生ビジョンを策定することになっております。これについては、佐久については1月、上田については2月に変更協定を締結しまして、佐久については、2月中に共生ビジョンのほうがまとまってまいりました。上田のほうは、3月中旬以降にまとまるというようなことで聞いております。

これらの公表の方法等ですが、既に立科町のホームページのほうにも協定変更の内容ですとか、リンクするような形ですけど、佐久市、上田市のホームページへリンクするような形での共生ビジョンが見れるようになっております。ですから、そのような形で周知をしていくというような形になろうかと思えます。

それから、事業成果の検証等につきましては、それぞれ各圏域におきまして検証していくということになるかと思いますけど、共生ビジョンの中で懇談会というようなのが設けられております。これらによりまして検証していくということになるかと思いますけど、よろしくお聞きしたいと思っております。

副議長（田中三江君） 8番、森本信明君。

8番（森本信明君） ちょっと私の質問を今落としちゃったことですがね、この上田市との関係で、一つの成果として上げられた地域施設の有効利用ということで、サントミュージゼ、セレスホールの小中学校の利用のというような減免をされたということで、小学校の活動の中で、上田市の施設を活用してやられていることでありますが、これらについて実績ということで、ちょっとつけ加えて報告がいただければありがたいと思っておりますので、よろしくお聞きします。

副議長（田中三江君） 遠山企画課長。

企画課長（遠山一郎君） 上田市のサントミュージゼが開館したのは、つい最近のことかと思っておりますが、サントミュージゼは最近のことかと思っておりますけど、今まで上田市だけでやっていた事業のようなんですけど、平成27年度ですか、劇団四季の「こころの劇場」というようなのが開催されたようです。これについて、従来上田市だけだったんですけど、圏域の小学生を対象にして招待をされた。まあ小学6年生ということなんですけど、そのようなことがあって、平成27年度の事業ですけど、立科町からも小学校6年生が参加をしているというような状況が報告されております。

また、セレスホールにおきまして、立科町3校コンサートのことだと思うんですけど、音楽祭を開催しています。これについては、小中学生については無料ということで取り扱いをいただいているようなんですけど、そこに高校生が加わるということで、若干の負担をしたようなんですけど、減免の措置がされているというようなことで聞いております。

副議長（田中三江君） 8番、森本信明君。

8番（森本信明君） それぞれ成果ということで、特に同僚議員からの中でも、図書館という関係で立科町も建設をしたらどうかと、もっとコミュニティー広場を広くしたような状況にしたらどうかというような要望も出されたりしているところであります。その辺のところについて、先ほど報告の中では、図書館の相互利用ということで、540名ほどということで報告がありましたけれども、この辺のところの教育施設ということで、前はもと300人ぐらいかな、というようなことで、かなり伸びているような状況がありますけども、これらについて、教育委員会では、そういった利用状況とか、上田図書館を利用してほしいとか、こういったようなことを周知したり、もしくは、小学校でこのセレスホールとか、こういうものについて参画をしていこうというような意向がこれからもあり得るのかどうか、ちょっとお聞きをしたいと思っております。

副議長（田中三江君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） 上田圏域の図書館等の利用については、公民館のほうでまた広報等
をしているところがございます。

それから、今後の上田圏域の施設の利用ということでございますが、先ほど企画課
長のほうから、3校コンサートということで使わせていただいた経過があるというこ
となんですが、28年度3校コンサート、中学校で行わせていただきました。それで、
中学校で行った成果といいますか、やはり場所が近いということで、地域の方、結構
見えていただきまして、そんなこともございまして、来年度は、また同じく中学校を
利用してやらせていただきたいというふうに考えております。

今のところ、この事業について上田の施設を使うという、今のところの予定はござ
いせん。

副議長（田中三江君） 8番、森本信明君。

8番（森本信明君） この自立圏の成果に基づいて、それぞれ今後も更新をして、今までもこ
の広域ということに関係しては、引き続いて今までの財政的な問題とか公共施設の相
互利用とか、こういうものを進めていこうということで、当然これからも近隣市町村、
広域的な事業で必要と思うんですよ。それぞれ今、先ほど申し上げた成果とか等につ
いて、それぞれ上田市を中心にした、佐久市を中心としたことで、それぞれ上田市の
進め方と、それから、佐久市の進め方は違うわけですね。上田の場合については、
どっちかという町からも委員が参画をして、佐久市の場合については、佐久市市民
にいろんな要望とか取りまとめをしているということで、その辺、首長間でそれぞれ
の違いについてとか、こういうことについてこうしてほしいとかというような首長間
同士であるのかどうか、もしくは今までの進め方について、町長の改善点とか、この
ことはしたらいいんだと、そういうのがあればお聞きをしたいと思います。

副議長（田中三江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

本当に立科町というのは有利な立地条件にあり、上田、また上小、また佐久という
ような形の中で、お互いにそのちょうど中間地点に立科町はあるのかなというところ
で、非常に有効にこういうふうな上田定住自立圏、また佐久定住自立圏という2つに
組をするという形になっているというふうに思っています。

ただ、本当に佐久定住自立圏の場合は、どうしても佐久広域というような、やはり
流れもあるもんですから、そういう中と、また佐久地域定住自立圏というような形の
中と、ちょっと私自身も非常におもしろいような形になっているというふうに思っ
ています。ただ、やはりそういうことは、今、森本議員も言われたみたいに、しっか
りとまた意見を言いながら、町民にとって何が一番必要なのか、どういうことをこの
定住自立圏、また両定住自立圏の中で行っていけばいいのかということは、精査をす
べきだというふうに思っています。

本当に上田定住自立圏の場合には、どちらかと言うと、文化施設の連携というもの

が僕も多いかなというふうに思っています。私たち、まあ子供たちもそうですけれども、やはり夏休みだとか、そういう長期の休みになった場合に、図書館のほうを利用していきながら学習・勉強をしているような姿も、利用しているときに見受けられます。本当に立科町の子供たちは遠くに、まあ親に送ってもらってなのかもしれないですけれども、そういうところを利用している姿も見ています。そういう中で、こないだもお話もあったように、町としても、やはりそういうものが必要じゃないかというような議論も、これからしていかなければいけないかなというふうに感じております。

そういう中で、今、ご質問もありましたように、そういう中で積極的に皆さんからも、また議員の皆さんからもご意見をいただきながら、しっかりと町としても両定住自立圏の中で発言はしていきたいというふうに考えております。

副議長（田中三江君） 8番、森本信明君。

8番（森本信明君） 少なくともお互いに、それぞれの上田市並びに佐久市の施設なり事業推進に立科町も加わっていくことになりまして、ただ、加わるからには、今、町長が答弁されたように、積極的に立科町の意向がまた反映されるような形で取り組んでいただきたいというふうに思います。

2つ目ですが、ご存じのように、長野県は地域課題を解決するため、現地機関の連携を強化し、敏速な支援、事業化を図ることとしています。そこで、県地方事務所を改組による地域振興局の佐久地域、立科町への効果見通しについて伺いたいと思います。

県では、皆さんもご存じのように、地域振興局を核とした地域の振興ということで、地域の人材の確保、それから育成、地域経済の活性化というようなことで、やはり今までの変えた地方事務所よりかも、より地域に反映をできるような形をとるということでありまして。その辺について、今申し上げたようなことで、今現在、立科町として、この地域、ここで言えば佐久地域振興局ですか。この辺のところをどう捉えられているのか、その辺について伺いたいと思います。企画課長のほうでよろしいですか。

副議長（田中三江君） 遠山企画課長。

企画課長（遠山一郎君） 県のことでありますので、どこまでお答えできるかというのはあれですけど、わかる範囲でお答えしたいと思います。

県では、予算や体制のあり方について検討をし、9月県議会におきまして、地方振興局の設置に関する条例案及び県税事務所の設置に関する条例案を提出して可決しております。町村との連携を密にした機関とすべきことから、地域振興局は知事・副知事に直結する組織として、横断的な課題について現地機関を統括・調整する権限を付与するとともに、政策づくりや現地機関相互の調整を担う地域振興課を新たに設置するという事になっております。

予算面では、新たに総額1億円程度の地域振興推進費を創設し、地域発元気づくり支援金とあわせて、地域振興局長が主体的に執行できる予算となるということです。地

域振興推進費は、佐久地域振興局には1,000万円程度が配分されるというようなことで聞いております。また、現地機関を重視した人事管理ですとか、県と市町村との人事交流の拡大にも取り組むというようなことでございます。

現在、佐久地方事務所には、地域政策課の企画振興係というのがあるんですが、現在6人体制であります。2名ほど増員になって地域振興課になるというふうに聞いております。また、本町の地域振興課にも3名程度増員して配置するというようなことでございます。これにより管内市町村と連携を強化し、地域の課題は地域で解決する組織として、各地域の問題解決に当たるとしております。

佐久地域、立科町への効果見通しはということですけど、新設される地域振興局の体制強化により、今まで以上の連携を図れるものと期待をしております。具体的には今後協議していくことになろうかと思いますが、よろしく申し上げます。

副議長（田中三江君） 8番、森本信明君。

8番（森本信明君） 県の組織ということで、それぞれ当然県の組織と言えども、この地域を活性化をさせる、まあ企画課長が説明されたような内容で、やはり私どもがどこを頼りにするかというと、最も近いのが今までの地方事務所であり、建設事務所であり、東信の出先機関だと思うんですよ。

そこで、先ほど広域的な行政を進める上でということ、町長の答弁の中でも、立科、それから御代田、軽井沢の3首長並びに、地方事務所長とか、それから建設事務所長とか保健事務所長とか、いろんな交流とか行政懇談会を持たれていたというような報告がありました。その中で、今回の県が改組をした振興局ということに関して、どのような要望をされたり、今後はどんなことへの期待をするのかということ、今まで接してきた中のことについて答弁お願いしたいと思います。

副議長（田中三江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

今、森本議員が言われたとおり、北佐久郡行政連絡協議会の中には、その3つの町長、立科町、軽井沢町、御代田町の町長と、佐久地方事務所長、佐久建設事務所長、佐久保健福祉事務所長を交えて、毎月協議をさせていただいています。その中でも、やはり今言われたとおり、地域振興局これからどういうふうになるんだろうという議論はさせていただいております。はっきり言って、佐久地方事務所長にも毎回、まあ今回、北佐久郡行政連絡協議会は御代田町の茂木町長が会長という中で、私が副会長という中で進めさせていただいていますけれども、その中で、地方事務所長からのお話の中では、県のほうの地域振興局というの、やはり知事また副知事直轄の課になってくるんだと。みずからやはり地域に出向いて、地域の問題を出向いて解決をしてこいというような形を言われているそうです。ただ、何せまだ動き出していないものですから、どういうふうにしていくかということは、非常に今考えておられるようです。今も企画課長からもお話ありましたように、総額の予算は1億円、各地域振興局

には1,000万円という予算を持つようです。今までは、その半分の500万円という予算の中で、地方事務所長の権限の中で動かされていたそうですけれども、それが倍になる、1,000万円の予算規模になると言っても、佐久圏域といってもたくさんありますんでね。それを1,000万円の中で何ができるかというところを、非常に各首長も心配をされているというふうに思います。

ただ、やはりそういうふうな形の中で、知事も肝いりの中での地域振興局ですから、しっかりとそういうことを見据えた中で、各市町村に出向きながらその問題を解決をしていきたいということは、今の地方事務所長からもお話を伺っております。その動向を推移していきながら、これから意見を出し合いながら、いい組織にできるように私たちも力を注いでいければというふうに考えております。

副議長（田中三江君） 8番、森本信明君。

8番（森本信明君） それぞれこれからスタートをするわけであって、それぞれどういう体制、その中で、とりわけこの振興局に、先ほど企画課長の答弁の中に、人員体制ということで、非常に県も手厚く人員を増やすということなんですよね。とりわけ立科町といっても、財政の確保という面から見て、国の補助金それから並びに県の補助金ということで、県の支援とかこういうものが、財政的にも人員的にも必要な調整だろうと思うんですよ。その辺で、やはり県の事業として掲げられている多くの各事業があるかと思うんですよ。その辺で、立科町として取り入れられるような事業が幾つかある。例えば、森林の事業とか、こういうものをただの今まで取り入れられていなかった部分が多々あると思うんです。その辺のところについては精査をされて、この地域振興局の人員が増えたところで、適切なアドバイスなり支援をいただくような形を今後望めないだろうかということに思うんですよ。その辺のところはスタートしてみなきゃわかりませんが、少なくともこの財政的なもの、職員の人員的なものを含めて、この振興局が本当に佐久地域、ましてや立科町にとって有益になるようなものであってほしいと願うところであり、改めて町としても、この振興局に働きかけが必要ではないかというように思うんで、その辺のところは、よろしく願いをしたいと思います。

続いて、空き家対策事業について伺いたいと思います。

空き家の実情では、それぞれ立科だけでなく、近隣市町村も多くの空き家があって、それが景観とか、それから危険度とか、こういうものが増しているような状況があります。その辺について、立科町の空き家対策事業について、どのように取り組むのかということでお伺いをしていきます。

一つは、空き家の現状が今どうであるのか。それから、建物の老朽化による危険度、景観問題はないのか。それから、空き家対策支援事業等の活用による空き家の活用や除去等の今後の施策はどうであるか等について、答弁をお願いしたいと思います。

副議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願

ます。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

国は、空き家等対策の推進に関する特別措置法を平成26年11月に公布し、平成27年5月に全面施行しております。これは、適切な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、環境等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用を推進するため、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に制定されたものであります。

立科町でも、空き家については、移住者のための空き家バンクとして活用を図っているところではありますが、貸し手と借り手の意向が合致せず、空き家の解消にはなかなかつながっていないというのが現状であるというふうに思います。

また、空き家について危険性を指摘する通報も少なからず寄せられております。詳しくは担当課長より答弁をさせていただきます。

副議長（田中三江君） 片桐建設課長。

建設課長（片桐栄一君） お答えいたします。

まず、空き家の現状、調査はということでございますけれども、空き家につきましては、建設課の建設係で担当をしております。空き家の現状につきましては、現在のところ把握をしておりません。

副議長（田中三江君） 8番、森本信明君。

8番（森本信明君） 今、1項目でありました。一つは、今回この関係に出した関係について、白樺湖のジョギングロードかな。ある建物を解体をするということで、新聞報道もされてありました。この空き家の関係については、県も、先ほど町長もありましたように、国が支援をする方法があると、補助金を出すということがあると。その中に、この新聞報道を読ませてもらうと、ちょっと取り組みが遅くて間に合わなかった、こういう報道が、見出しが、記事がありました。

ということを考えていくと、今の立科町の現状がどうであるかということ、やはりしっかり認識をする必要があるだろうし、例えば、今までも空き家という関係に関して、景観とかこういうものについて、かなり指摘されている部分があるんです。ということを考えていくと、今現在のところ把握をしていませんということにはならないのではないかということで、これは調査をしていないわけでありますから、今後どうするかということになるかと思えます。

ついでには、建物の老朽化の危険度、景観等ということで調査をしていないわけであるから、答えようにはならない部分にはあるけれども、先ほど町長の答弁の中には、いろんな通報があつたりしているということもあるということは、現実にあると思うんですよ。その辺を踏まえて、建物の老朽化の危険度、景観問題はということ、それから、具体的に空き家対策支援等の活用による空き家の活用等について、どう立科町で取り組むか、この2点を一括で答弁をお願いをしたいと思います。よろしくお願

します。

副議長（田中三江君） 片桐建設課長。

建設課長（片桐栄一君） お答えをいたします。

まず、建物の老朽化による危険度、景観の問題等でございますが、建設係では、空き家が危険であるというような通報があった場合におきまして、当該建物の登記簿等により、管理すべき相続人等が確認できれば、当該者に連絡をし、早急な対応をお願いしているところでございます。

空き家の通報でございますけれども、平成27年度からは、これまでに3件の通報がございます。1件につきましては、現在、管理者を調査中でございます。残り2件につきましては、管理すべき相続人と思われる方に、それぞれ郵送にて改善要請を行っております。うち1件につきましては、宛先不明にて返送されており、連絡がとれない状況となっております。

続きまして、空き家対策支援事業等の活用でございます。

まず、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき講じる措置のほか、空き家の適正管理及び利活用に向けた取り組みを県と市町村が連携して行うことを目的といたしまして、空き家対策佐久地域連絡会というのが平成28年6月に、県、それから小諸市、佐久市、北佐久郡、南佐久郡の各市町村のほか、建築士会や不動産協会などの業界の関係者も参加して設置をいたしております。これまでに2回の会議が開催をされており、会議の中で国・県の空き家対策事業の内容、それから構成市町村での空き家対策事例など、情報交換を行ってきているところでございます。

空き家対策支援事業等の活用をする場合には、空き家等対策推進に関する特別措置法に基づきます協議会の設置、空き家等対策計画の策定、地域民間事業者等との連携体制などの整備が必要となっております。町内の空き家の状況等を踏まえながら、今後研究をしてまいりたいと考えているところでございます。

なお、空き家の状況につきましては、個人の財産であることから、所有者や管理者の有無の調査、当該者への空き家の取り壊しの指導、指導に従わない場合は勧告や命令などそれぞれ手順を経なければならないため、時間を要すると推測をしているところでございます。

それから、先ほどご紹介申し上げました空き家対策佐久地域連絡会、こちらのほうの構成市町村の事業の進捗状況についてご報告をさせていただきます。

平成28年10月1日現在の状況でございますけれども、空き家等対策計画の策定済みのところが1村ございます。それから、空き家等対策推進に関する特別措置法に基づく協議会の設置済みが1市ございます。申し遅れましたけれども、こちらの佐久地域連絡会につきましては、11市町村で構成されているところでございます。

以上でございます。

副議長（田中三江君） 8番、森本信明君。

8番（森本信明君） それぞれ今、建設課長のほうから答弁、報告があったように、この空き家対策老朽化に関する危険度とか、こういうものが個人財産であるだけに、各自治体が苦慮をしているという実情はあろうかと思えます。その辺、特にこの新聞報道なんかを見ると、非常に多くの市町村で苦慮をしている部分があったりする状況は、目に見てわかります。ただ、先ほど今言ったように、北佐久郡内近隣する関係の皆さんとやはり意見交換をしながらして、確かに協議会をつくるということになれば、それぞれの段取りとか進め方とか、こういう法的なことでもかなり縛りがあったり、大変だと思うんですよ。ただ、現実的に今、立科町の実情がどうであるかということが、やはりその調査を把握した上で取り組む必要があるだろうし、当然時間もかかることだろうと思えます。

ただ、近隣市町村の、例えば、白樺高原の空き家になったとことか、こういう実情を見たりすると、何らかの形で早急に対応しなきゃならない。それは、仕事をして国庫補助金なりを得たりするには、それなりの準備をしなきゃならないということがあると思うんですよ。その中で、空き家の事業として、社会交付金事業とか、それから純然たる補助金とか、空き家再生整備何とかというようなことがあったりして、空き家は、やはり外壁的とかそういうものを改修をするとか、こういう補助金もあったりするようです。その辺のところを早急に調査をした上で、立科町としての空き家対策という、国の補助金を得られるような形をとっていったことのほうが私はいいんではないかと。ただ、準備期間は要りますけれども。その辺のところについて、今後、当然予算の関係とか人員の関係とか、こういうものが必要になってくるわけでありまして。やはり危険度がましたり、景観が崩れて終わってしまってからでは対応が遅いし、その辺のところについて、今後この事業の推進ということで、町長の考え方をお聞きしたいと思えます。

副議長（田中三江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

私の答弁の中でもありました、国では空き家等対策推進に関する特別措置法というものを平成26年11月に広報をしている。このことについて、一昨年、北佐久行政連絡会の中でも、視察研修という形の中で宇都宮市のほうに伺って、この空き家対策についての研修を受けてまいりました。その中で、非常に宇都宮市も苦労をしながら進めているという現状もお聞きしています。その資料は、今答弁をしました建設課長にも渡してありますので、それを精査していきながら、立科町としてどういうふうにしていくのかということは、やはり早急に考えなければいけないというふうに私も思っております。

森本議員がご指摘をいただいた白樺湖のやはりあの撤去の問題も、そういう法律、そういうものを立科町としてまだつくっていない。そういう中で、そういう適用ができなかったという現状はあるというふうに思います。それについては、私ももう

ちょっと真剣に、もっと早急に係と話をしていきながら策定をする、また議員の皆さんにもご相談をさせていただきながら、町の条例としてやはり組んでいくということは、今後にも必要になってくるというふうに思います。

撤去に関してはそういうふうな形ですけれども、先ほど言われた再生、空き家をどう利用していくというのは、これは、あくまでもどうしようもないものをいかに壊していきながら再整備をしていくかというような部分で、どうしても法律的に無理な部分を、強制執行ができるようなという形だというふうに私は理解はしているんですけれども、先ほど言われたのも、やはりできるものとか、やはり古民家、また古い歴史のあるものを有効的に現代に復活をさせていくという部分は、また違う視点の中で考えなければいけないのかなというふうに考えております。その中でも、しっかりと方向性を出しながら、また、町のこれからのビジョンというか、計画を練りながら、やはり皆さんと協議をしていきながら、いいものがつくればというふうに考えております。

副議長（田中三江君） 8番、森本信明君。

8番（森本信明君） 今ありましたように、これは少なくとも実態を、先程からくどくなりすけれども、つかんだ上で、立科町でどうすべきかということになるかと思うんです。それはどっちかという、観光地など近隣市町村とか、こういうもので管理してみるもの、町以外で管理されているものもあたりするわけですから、その辺のところは、近隣の市町村とか検討しながら取り組む必要があるんじゃないかということで、この空き家対策については、今後の大きな重要課題として捉えていただいて、取り組みをお願いをしたいと思います。

あと時間のほうが8分ほどということ。

3つ目の公共施設管理計画についてということで、これは、それぞれ同僚議員が今回公共施設の管理施設ということで、また違った角度から質問がされている部分があります。多分に重複する部分があるかと思えます。ついては、時間の関係が、あと7分少々ですので、細かくの答弁は必要ないと思えますけれども、同僚議員が質問をされた事項等について、かいつまんで基本方針とかそういうものを、今まで同僚議員が質問した事項に対して、まあ2人ほど質問されているかな。それらの質問に答えた答弁についてのところをまとめていただいて報告いただければ、私のほうは強くはしませんが、そのまとめてもらえたこと以外に、もし私のほうで質問することがあったら質問させていただくということで、町長の答弁はいいんですが、総務課長のほうで自主的な業務をやられるということで答弁をされていますので、その辺のところを、今回の私を含めた3人の議員が質問した事項というまとめで、基本方針とかこういうものを述べていただければ、答弁いただければありがたいと思います。

副議長（田中三江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） それでは、基本的な方針についてお答えをしたいと思います。

この基本的な方針ですが、昨日も申し上げましたこの計画期間は、第6次立科町振興計画の最終年の平成46年度までの18年間としまして、役場庁舎内の全庁的な取り組み体制を構築していきたいということでありまして、それで、情報の管理・共有化を行っていくということでありまして、また、人口減少を勘案して、公共施設の管理の数値目標を定めております。また、その数値目標に対しまして、各施設について点検・修繕を行うことによって長寿命化を図って、更新サイクルを延ばして、維持管理のトータルコストの縮減を目指すというようなことを計画しておりまして、この計画につきまして随時フォローアップを実施して、評価・改善計画・実行としていく予定でございます。

また、現在、最終的なまとめを行っているところでございますが、その作業が終了したところでは、議会の皆さんに報告をして、その後、公表をしていくという、こんな状況で現在進めております。

以上です。

副議長（田中三江君） 8番、森本信明君。

8番（森本信明君） 今、基本的な考え方を、3人が、私は答弁でなくてしたわけで、2人の意見ということで答弁にまとめてもらったわけです。

いろいろやり取りした中で、町長の中で、町民も参画をして公共施設の管理計画を立てていきたいというようなこともありましたけれども、その辺のところは、総務課長も町長が答弁された内容を含んでいるということによろしいですか。

副議長（田中三江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） 立科町、合併をしておりますので、統廃合をするのは少ないかと思えますけれども、施設を更新するとか、そういう施設も該当になっていきますので、個別管理計画を作っていく上では、いろんな方の意見を聞きながら作っていくということで考えております。

以上です。

副議長（田中三江君） 8番、森本信明君。

8番（森本信明君） 総合管理計画ということで、まだまだ数が少ないのかな、この公共管理計画を立てて。先ほども言ったように、このまとめ方について、新規と、それから、今の既存のある施設をどうするかと、こういうことで、一番分かれるのは、図書館が新規として取り組んだらどうかというような議員のほうの意見もあったりして、その辺のところは、財政的な裏づけとか、それから消費見通しというか、こういうものがやはり必要になると思うんですよ。その点で、やはり早めにやる必要があるだろうと。その辺については、今回28年度の中で委託に出して、それに基づいて今後計画を立てていくということになるということなんです。町民の意見なりを聞いて委員会なりをつくるということになると、ある一定の期間が必要だと思うんですよ。なおかつ、それから計画の実施ということになるということになれば、かなりの期間がかかるというこ

とで、その辺のところについては、進め方については、総務課長も長期にわたるとい
うことなのではないでしょうか。その辺についてお聞きをします。

副議長（田中三江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） 現在、基本的な計画を立てて、それに沿って全体的に、人口も減少
していくので、施設自体の面積を減らしていかなきゃいけないというのも、今回の計
画に定めます。それに定まったものを、今度個別の計画でどうやってそれを減らして
いくかということになりますので、まず計画が定まってから次の段階に進んでいくと
いう、こういうことになります。

以上です。

副議長（田中三江君） 8番、森本信明君。

8番（森本信明君） それと、今、総務課長が担当している公共施設と、それから、上下水道
で担当をしている長寿命化ということで、これは別物としてそれぞれが、上下水道に
ついては長寿命化計画ということで進め、総務課長が今答弁をされた計画事項につい
ては、2とおりになるということによろしいですか。

副議長（田中三江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） 先ほど申し上げましたけれども、役場庁舎内、全庁的な取り組みの
体制を構築するという、こういうことでございますので、それぞれの計画は計画なん
ですが、全体を把握した中で検討していくという、こういうことになります。

副議長（田中三江君） 8番、森本信明君。

8番（森本信明君） あと（ ）ということで、それぞれ多岐にわたるとい
うか、ちょっと
深入って質問とかできなかつたわけでありまして、その辺は、私の言った意が十分担
当の皆さんについたのかどうかとは、ちょっと疑問なところがあります。その辺のと
ころはご容赦をいただいて、おおむね私の言ったことが、町長を初め担当の職員の皆
さんに伝われば幸いかと思います。しかしながら、今述べた事項については、もう少
し深入って、それぞれが業務の中で考えていただける部分が大きいかと思
います。これ
からも頑張ってお取り組みをお願いをして、私の質問を終わりにします。

副議長（田中三江君） これで、8番、森本信明君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は2時40分です。

（午後2時31分 休憩）

（午後2時39分 再開）

副議長（田中三江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、**6番、村松浩喜君**の発言を許します。

件名は、**1. 観光商工関連事業の実績と今後の方針等を問う**

2. 教育行政の実績と今後の方針等を問うです。

質問席から願います。

〈6番 村松 浩喜君 登壇〉

6番（村松浩喜君） 本定例会は、今年度最後の定例会です。また、米村町政がスタートしてから2年近くが経過し、任期半ばでの折り返し地点を迎えようともしています。それらを踏まえ、私の質問は、この1年ないし2年ほどの町政を振り返り、今後の方針を問う内容でまとめました。これまでに私が一般質問でたどった内容も多く含まれますので、ご承知ください。

まず、観光商工関連業務についてお尋ねします。

1点目です。町の外へ出向いて我が町の観光や特産品を宣伝することが重要であることは、誰もが認めるところだと思います。そこで、まず今年度の宣伝活動の実施回数や参加場所などの実績と、今後の方針をお尋ねします。お答えいただくのは、町長または担当課長でお願いいたします。

副議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、お願いいたします。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

観光・特産品等の宣伝活動でございますが、これに合わせて、就農相談また移住・定住促進を目的に、友好都市愛川町また友好交流都市清瀬市、経済観光に関する交流協定を結ぶ相模原市など、立科町にご縁がある市町を初め、各地で開催される催しに積極的に参加をしております。

また、このほかにも、観光宣伝活動では県・地域連携による宣伝会等にも参加をしており、今後も積極的に行ってまいります。詳細につきましては、担当課長より申し上げます。

副議長（田中三江君） 市川観光商工課長。

観光商工課長（市川清美君） 今年度の実績でございますが、企画課、農林課、観光商工課と多岐にわたりますので、私のほうからまとめて申し上げます。

場所につきましては、町長が申し上げた関係市町村のほか、渋谷区や東京都内で開催されるフェアや県内で開催されるイベントがございます。

農林課では、4月の愛川つつじ祭りで特産品の販売や、東京で開催される就農相談会、清瀬市などの農業まつりなど、8回参加をしております。

企画課では、11月の渋谷区民祭で、蓼科すずらん会の皆様のご協力をいただき、特産品の販売等を含め5回、また移住・定住促進を目的とするPRイベントや相談会などに5回ほど参加をしております。これらの中には、課を超えて連携しているものもございます。

観光商工課では、夏山シーズン、冬山シーズンあわせて観光宣伝や特産品のPRは16回で、首都圏や高速道路のサービスエリアなどでございます。また、テレビまたFMへの出演でも観光宣伝と特産品の紹介を行っております。また、企画課と連携して、10月には銀座・長野で立科町の紹介、それから、ランチコースを提供しての地元食材のPRや、移住セミナーを開催したところでございます。

来年度は、既に決定している宣伝会のほか、今年度の活動を精査し、関係各課と協議の上、オール立科として宣伝活動を取り組みたいと思っております。特に、事業ごとのマーケット、ターゲットを明確にし、生産性のある販売活動、促進活動を行いたいと考えております。

副議長（田中三江君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） さまざまな宣伝活動を町の外に出向いて行う場合には、その回数は非常に重要なかなというふうに思います。その点に着目いたしまして、私は次のことを提案いたしますので、後ほど町長の考えをお聞かせください。

町の外へ出向いて行う宣伝活動を役場職員が担当する場合には、他の業務との兼ね合いや人件費などの面から、出張回数や人数が制限されると思われま。宣伝活動の回数を増やし、より積極的に展開するために、役場職員ではない町民による宣伝チームを編成してはいかがでしょうか。報酬は日当で支払い、交通費は町が負担するという条件で登録していただきます。登録スタッフには、あらかじめ接客や当町の説明をする技術を身につけるための研修を受けていただきます。出張先に同行する役場職員は原則として1名、しかも、そのときに都合がつく職員が対応すればよいという形であれば、他の役場業務への影響は少なく済むのではないのでしょうか。

また、チームリーダーに地域おこし協力隊で採用した人物を充てると、町で人件費を負担することなく、役場と連携を密にしながら、より積極的な宣伝活動が行えます。このチームリーダーが役場職員のかわりに出張すれば、職員が出かける必要はなくなりますし、協力隊の任期が明けた後の独立・起業に役立つ可能性もあります。

この宣伝チームは、フルタイムではなくパートタイムなら働けるという方や、立科町のために何らかの形で役に立ちたいという方に、活躍の場を提供することにもなります。

このような町民参加による宣伝チームの編成について、町長はどう思われますか。お尋ねします。

副議長（田中三江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

今、村松議員の言われたとおり、すばらしいご提案をさせていただいているかなというふうに思います。こういうふうな直接現地へ出向いて宣伝活動を役場の職員がするということに対しては、私も就任以来、どうしてそういうふうな形をとらなければいけないのかというふうな疑問もありました。そういう中でこういうふうなご提案をい

ただき、各地に向けての宣伝活動もそうですし、いろいろな今、町で行っている行事もそうなんですけれども、役場職員がどこまで関与をしていき、どこまでやっていくかということを考えながら、それをNPO法人ではないですけれども、民間の活力を使いながら、みなさんと協力をしてつくり上げていくということは、これからのまちづくりにも大変必要なことだというふうに思います。

そういうことの発展をしていく中で、いいご提案をしていただきました。これは、担当課とも各部署とも検討を重ねた中で、また議員の皆さんにもご意見をいただきながら進めさせていただければというふうに思います。

以上です。

副議長（田中三江君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） それでは、直接出向いてお客様と接する、そういった回数は多いほど効果的だと思われまますので、先ほど町長前向きに、このような宣伝チームの編成、そして出張回数の増加というふうなことに前向きなご検討をいただけるという回答をいただきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、2つ目まいります。

昨年から8月11日が、山の日に関連されました。日本百名山の一つ、蓼科山が存在する当町でも、山の日に関連した事業を実施するべきではないかということは、昨年6月定例会の一般質問でも申し上げました。振り返って今年度は、このことについてどのように対応したでしょうか。関連したイベントなどを実施しましたでしょうか。実施しなかったのであれば、その理由も合わせてお答えください。

副議長（田中三江君） 市川観光商工課長。

観光商工課長（市川清美君） 山の日は、山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する日の趣旨のもと、法改正が行われ施行されていきました。

今年度は、上高地で第1回山の日記念全国大会が開催をされたところがございますが、当町の山の日に関連したイベントでございますが、8月11日には、夏のイベントであります白樺高原花火大会がございましたので、開催はしておりません。よろしくお願ひいたします。

副議長（田中三江君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） ただいまの課長答弁、8月11日に必ず山の日に関連したことを実施しなければいけないのではないかというふうな固定観念をお持ちだったようで、少々硬い感じかなというふうに思ひます。蓼科山の山頂の岩のような硬いお考えかなとも思ひますが、その日が無理であれば、グリーンシーズン全体を山の日記念というふうな冠をつけて何かキャンペーンを張るとか、8月だけは山の日記念でこんなことをやろうというふうなお考えがあったのでもいいかなというふうな気もいたしますので、また来年度、検討して実施していただくのはいかがなものかなと思ひまして、来年度の計画をお尋ねしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

副議長（田中三江君） 阿部観光事業推進室長。

観光事業推進室長（阿部文秀君） それでは、お答えいたします。

議員のおっしゃるとおりだと思います。8月11日は花火大会でございますが、議員の皆様ご存じのとおり、もう過去ずっと8月11日、曜日に関係なく開いております。これは、山の事業者、特に、宿泊業の方の稼働をとるといようなことも大きな一つの要因になっておりました。昨年から山の日に制定されて、カレンダーも大きく変わっております。ですから、この花火のイベントも別の日にしようとか、そういうようなことも観光協会主催でございますが、話し合っていたのは事実でございます。ただ、やはり例年の行事でございますので、来年度に関しましては、8月11日で決定をいたしました。

今、議員のおっしゃったとおり、山の日イベント、これはもう花火大会だけではなくて、昨年度からやっておりますゴンドラナイトツアー、来年度も一応企画をしておりますけれども、こういったものを付随させた上で、より皆さんに楽しんでいただく8月の11日にしたいとか、それから、蓼科山の登山関連ですね。非常に今、登山のお客様、山ガールとか言われておりますけれども、非常に多くなっております。こういった方のためのイベントも一つかなと思います。

それと、やはり一番にぎわう8月でございますので、議員がおっしゃった日にちを限定せず長きにわたったイベント期間というものも、ぜひ行政としてもバックアップしていきたいと思っております。これは、やはり山の観光協会等の諸団体の皆様、地域の事業者のみなさんと連携して考えていきたいと思っております。

以上です。

副議長（田中三江君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） それでは、ぜひせっかく蓼科山がございますので、蓼科山が無視されてしまったなというふうに怒らないように、私どもも何とかできる範囲でイベント実施をしたほうがいいのかというふうに思います。私、具体的な案を2つ思いつきましたので、申し上げます。

まず、写真コンテストですね、参加型の。観光客の皆さんが参加型の写真コンテストなどはいかがでしょう。これは従来型のプリント、紙にしてのコンテストだけではなくて、デジカメで写真撮影していただいたものを、蓼科山の日のSNSのサイト、フェイスブックなどを立ち上げていただいて、そこに参加者がどんどんアップしてもらって、SNS上でコンテストをすとかですね。そうすれば、簡単に瞬時に作品集ができ上がるというふうな試みにもなるかと思えます。

また、先ほど推進室長もおっしゃいましたけれども、ただいま登山、女性の皆さんに大変人気でございます。ですので、期間内に登山をした、ちゃんと登山の届け出を出した、これは女性にこだわらず、登山者の皆さん全員でいいんですけれども、簡単に用意できるしいなちゃんグッズをプレゼントというふうな形で、登山した方全員に

しいなちゃんグッズを差し上げるというふうなこともいいのかなというふうに思います。

そのほかにも、いろいろあまり予算を多く使わなくてもいいですけども、話題性のあるもの、工夫次第でできると思われますので、ご検討をいただければと思います。

さて、それでは、次の質問に移ります。

昨年6月定例会の一般質問で、私は、産業競争力会議強化法に基づく創業支援事業計画を策定するべきではないかと提案いたしました。そのときの観光商工課長の答弁は、商工会に相談して検討するというものでしたが、その後どのように取り組みましたか。お尋ねします。

副議長（田中三江君） 市川観光商工課長。

観光商工課長（市川清美君） 平成26年1月に施行された産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画は、地域の創業を促進させる施策として、市町村が創業支援事業者と連携して策定し、ワンストップ相談窓口の設置、創業セミナー、コワーキング事業等の創業支援を実施するもので、国の認定が必要ということですが、これにつきましては、計画案を作成して、事務担当者で創業支援事業者となる立科町商工会と協議を進めているところでございます。

副議長（田中三江君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） それでは、ただいまの答弁では、商工会と協議を続けているというふうなお答えでしたけれども、今年度、私は、この取り組みはあまり進展しなかったというふうに感じております。それで、あえて「反省」という言葉を使わせていただきますけれども、反省の意味は「自分の過去の行為について考察し、批判的な評価を加えること」というふうに広辞苑に載っております。このことについての反省点ございませんでしょうか。あわせて、今後の方針もお聞かせいただければありがたいです。

副議長（田中三江君） 市川観光商工課長。

観光商工課長（市川清美君） 議員おっしゃられるように、調整時間に時間がかかっているところでございますが、計画案を作成しておりますので、創業支援事業者となる商工会のほうとも引き続き協議を進めていきたいと、こんなふうに考えております。

副議長（田中三江君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） 私は、次のような目的でこの計画の策定を提案しております。よろしいでしょうか。

1つ目、創業・なりわいをつくるですね。ご自分で事業を起こす、そういった方を支援するということは、当町に住み続ける、または、当町に移り住む人のために役立つ施策であるということ。

2つ目として、この計画の策定を前提とした創業者に対する国からの補助制度があること。これは、先ほど観光商工課長のほうからもお話があったかと思えます。こう

いった2点を踏まえて、この計画の策定を提案しております。

現在、この計画が国に認定されている自治体は、全国で1,275市区町村、長野県内では43市町村となりました。もう長野県内でも半分以上の市町村が計画策定済みでございます。当町でも引き続き検討をし、策定するべきか否かを見極めてください。その結果、計画を策定しないという結論であれば、それにかわる創業支援策を実施していただきたいと思っております。

続いて、次の項目まいります。先ほどに引き続き、昨年6月定例会の一般質問でいただいた事柄を取り上げます。

今年度、新たに商工係を設け、係長を含む職員2人を配置しました。観光事業推進室が年度途中で配置されたこともあり、商工振興と観光振興を担当すると位置づけられた商工係がどのような業務を担当しているのか、少々わかりにくい状態になってしまったのではないかなと思われまます。まず、商工係は、今年度これまでにどのような業務を担当してきたのでしょうか。お尋ねします。

副議長（田中三江君） 市川観光商工課長。

観光商工課長（市川清美君） 今年度、新たに商工係として職員2名が配属されたわけでございます。商工係では、当時、総合政策課で担当していた商工部門に加え、今まで山に限られていた観光の業務を、里の商工関係と観光をつなげるため、商工会と連携しての特産品のPR、あわせて観光PR、また立科町観光連盟事務局として観光関係機関のご協力をいただき、ゴンドラナイトツアーの実施やのんき村の道の駅構想についても、商工係が中心となり進めてまいったところでございます。

以上です。

副議長（田中三江君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） 商工係は、新たに設置されたということもあり、職員の方に戸惑いもあったかと思いますが、いかがでしょうか。また同じ「反省」という言葉を使わせていただきますけれども、反省するべき点はございませんでしたでしょうか。お答えをお願いいたします。

副議長（田中三江君） 市川観光商工課長。

観光商工課長（市川清美君） 町全体の商工業の振興に向けた活動や、道の駅構想の策定など行ってきたところでございますが、商品開発や6次産業化に向けた取り組みなど、まだまだ課題は多く、引き続き商工業の振興に努めていくということでございます。また、観光事業推進室とも連携する中で、観光まちづくりに向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

副議長（田中三江君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） それでは、それなりに振り返って、至らなかった点もあるかもしれないなどというふうな感覚は伝わったんですけれども、町長にお尋ねします。来年度の組織

編成に当たり、引き続き商工係を設置するおつもりですか。設置するならば、どのような業務を担当させ、何名の職員を充てる方針でしょうか。

副議長（田中三江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

議員言われていることは、私はよく理解はできません。商工係あって当たり前だというふうに思っております。

それで、今、商工係が一体何をやるのか、来年度の組織編成ということは、全く議員のほうにも課の編成のことも、まだ今の段階では、しっかりとこの観光商工課という中での商工係で業務をやってもらおうつもりであります。どういうことを今までやっていたのかというのは、もう皆さんもご存じのとおり、お手元にもあるとは思いますが、事務の分担という中で、商工係は商工業の振興、企業誘致、また観光イノベーション、里の観光、観光連盟また観光団体・協会関係、また商工会中小企業融資、中小企業退職金共済組合、またハローワーク関係というような形の中で業務を遂行してもらっていると思います。

議員も言われたとおり、観光事業推進室を年度途中につくったということの中で、戸惑いがあったことはゆがめないというふうに思っています。その中で、観光室長一人の中での業務ということが非常に困難、これはもう議員の皆さんからも、一人でこの事業をやって大丈夫なのかというようなご指摘を受けております。その中で、商工係のほうでしっかりとサポートをしながら動いてもらったのかなというふうにも思っています。

そういう中で、来年度は、観光事業推進室にも職員を配置するなり、また商工係も今まで行っている事業の推進について、しっかりとやってもらうための体制を整えていくつもの予算計上をさせていただいております。

以上です。

副議長（田中三江君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） それでは、初年度、少々混乱した部分もあったかと思いますが、また決意を新たにして、業務の担当分担など明らかにして整理した上で、また今年度の評価もしっかりした上で、商工係として事業を進めていただくというふうな方針のようですので、しっかりとした取り組みを期待いたします。お願いいたします。

それでは、続いて、2本目の柱として立てました教育行政についてお尋ねします。まず、1つ目まいります。

平成27年4月1日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されました。改正の主な内容は次のとおりです。1つ、教育長と教育委員長を一本化し、責任の所在を明確にする。2つ、教育長は首長が直接任命する。3つ、首長が教育行政の大綱を策定する。4つ、首長が招集し、首長と教育委員会により構成する総合教育会議を設置する。以上です。

それまでは、首長が任命した教育委員がその委員の中から教育委員長を選出し、教育委員会が教育長を任命していました。

この法律の改正に基づき、当町では、27年8月24日に第1回の総合教育会議が開かれ、同年9月定例会の一般質問で、私は、町長と教育長に教育行政の取り組みについて所信を伺いました。あれから1年半が経過したわけですが、教育委員会は従来どおり活動しているものの、総合教育会議はその役割を果たしているのか否か、私には判断できません。

そこで、総合教育会議についてお尋ねします。平成27年以降の会議の回数と、その会議の内容に基づいて実施された事業等があればお答えください。町長または教育長、教育次長にお願いいたします。

副議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

町長（米村匡人君） お答えいたします。

教育の政治的中立性また継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図る目的で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が2年前に制定され、各自治体での順次新体制に沿った運営が行われております。

その中で、設置された総合教育会議は、首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行う場であり、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行に当たることが期待されています。詳しい内容につきましては、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

副議長（田中三江君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） それでは、お答えをさせていただきます。

この総合教育会議の中身でございますけれども、今までどちらかと言うと、市長部局であった予算とか、それから条例制定等について教育委員会も踏み込むと。それから、教育委員会のみで執行されていた事項についても、今度、市長のほうがお互いに乗り入れをするということができるような会議だということになっています。

もともとこの制度改正のきっかけは、児童生徒の生命及び身体に被害が生じ、または、そういうおそれがあると見込まれる場合の緊急の会議が想定されていました。具体的にいうと、大津のいじめ事件のことであります。実際にそういう場面があれば、すぐに町長が招集して、会議が開かれるということになっています。ほかの市町村の例を見ますと、本町でもやっていますけれども、教育委員会の事務事業の評価結果についてだとか、あるいは、教育に関する重要施策等について教育会議で議論をしている自治体もあります。

なお、会議につきましては、調整のついたものについては、お互いその結果を尊重

して事務を執行するという事になっています。

さて、本町でございますけれども、この準備会を、総合教育会議のための準備会も含めて4回実施されております。それで、その中で教育大綱を決定させていただきました。それ以降は、次年度の予算について議論をしております。その中では、教育関係の予算だけではなくて、町全体の施策についても議論をしているところであります。この議論の中から具体的に始まった施策というものは、今のところないわけですが、出席されている教育委員の意見は、直接町長の耳に入っておりますので、そういう意味で言うと、議員の言われるように施策に反映されるものだというふうに思っています。

なお、幸いなことに、児童生徒の身体の危険にかかわるような事例というのは、今のところありません。

なお、この審議内容につきましては、ホームページで全て閲覧可能であります。

以上であります。

副議長（田中三江君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） それでは、これも新しく設けられた制度、総合教育会議というものに取り組んで間もないところでございますけれども、続いて、町長と教育長お二方それぞれにお尋ねしたいのですが、これまで実施してきて、総合教育会議というものについてどのような感想をお持ちであるか、また改善点など課題として上げられること、今お考えのことがあればお答えいただきたいと思っております。

副議長（田中三江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

今まであまりこういう教育の場にいらっしゃる教育委員会、また、教育長とは庁舎の中でいつも一緒におりますので、折りに触れいろいろなことを相談をさせていただいておりますが、そういう教育委員の皆さんとの会す時間はあんまりなかったのかなというふうに思っています。ですから、こういうふうな総合教育会議ができたことによって、教育委員会の方々と情報を交換できて、教育の施策、また教育委員の皆さんの思いが直接私の耳に入るということは、非常にありがたいことだというふうに思っています。

この連携が可能になって、本当に皆さんの熱い思い、また未来を担う子供たちの将来、また、今子供たちが抱えている本当に生の問題や何か、そういうことをお聞きすることができております。

回数は、今のところ非常に私自身も少ないかなというふうに思っておりますけれども、あまり頻繁にそういうふうな問題が起きていないというふうに、僕はプラス思考で考えたいかなというふうにも思っています。ただ、やはり折りに触れて、必要なら増やしてまいりたいというふうに考えてはおります。

副議長（田中三江君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） ただいま町長の答弁にあったとおりです。教育委員会というのは、もともと独自性が強くて、首長の権限をむしろ排除するような組織だったわけですが、これも、これが相互の意見調整ができるということで、せっかくそうなったので、それはいい方向で、それを利用しない手はないなということで、教育委員の意見も町長に直接伝わるということで、なかなかいい制度ではないかと個人的には思っています。

以上です。

副議長（田中三江君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） それでは、町長にお尋ねします。先ほど、今後の方針として、総合教育会議の集まる回数を増やしたいというふうなお答えもいただきましたけれども、そのほかに、このことについて何か充実させるというふうなお考えお持ちでしたら、お答えいただきたいと思います。

副議長（田中三江君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

私の公約の中にも、今回の重点指針の中にも入っておりますけれども、子育てしやすいまちづくりというふうに私はうたっております。町民の方々の意見も聞く中で、住民が期待をする子育て支援、また、教育委員会と法的根拠を初め可能性等について議論をしていきたいというふうに考えております。こういうことが、これからの次世代を担う子供たちにとって、非常に豊かな感覚を身につけるような形にもプラスになってくるかなというふうに思っています。

本当に少子高齢化という中で、今、非常に厳しい立科町の現状の中でも、やはりこの町で子供を育てたい、この町だからこその子供たちが生き生きとしているというような教育行政に向けて、今後もこういう町民の皆さん、また教育委員会の皆さんと教育委員会とともに歩んでいければというふうに考えております。

副議長（田中三江君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） それでは、総合教育会議については、引き続きご努力を期待するものでございます。

次の内容まいります。

深刻ないじめ問題を背景に、学習指導要領等の一部が改正され、道徳が特別の教科として教えられることになりました。特別の教科とは、点数をつけるテストなどは実施せず、通知表の、小学生だったら丸、三角、二重丸というような評価とか、中学生でしたら1から5までの数字によるそういった評価をしない教科ということでございます。小学校では平成30年度から、中学校では31年度からの実施予定です。これまでの道徳の授業内容を見直し、児童生徒がいじめに関する問題を自分自身のこととして、多面的、多角的に考えられるような指導方法が示されています。

そこで、質問です。立科町の小中学校では、現在、道徳教育はどのように行われているのでしょうか。教育長または教育次長にお答えいただきたいと思います。

副議長（田中三江君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） それでは、お答えをします。

今のところ、小学校・中学校では週1時間でありまして、道徳の時間という枠がございます。この中で、1年間の年間計画が立てられていまして、小学校1年から中学校3年まで、例えば、生命の尊厳だとか謙虚心だとか、あるいは、公正公平、友情、責任、人権意識、勤労の大切さ、こういう項目を9年間にわたって学ぶということになっています。

副読本につきましては、皆さんも多分ご覧になったことがあるかなと、実際にそれを読んだ方もいらっしゃるかなと思いますけども、「わたしの築くみちしるべ」という本であります。この道徳の時間だけではなくて、この道徳という、持つ特殊性から、全ての教育活動の中で組み込まれよということになっています。

この道徳ですけど、今、議員おっしゃったとおり、2018年、19年から特別の教科として教えられることとなります。道徳が教科になるということは、要するに、教科書も用意されるし、それから、評価もされるということになります。

この道徳教科ですけども、高度成長経済後、日本は大きく変化して、最近は特にグローバル化等で情報も発達して、例えば、情報モラルなんていうのはどこで教えるんだというような議論が、我々の世界の中では起こっているわけですね。ということで、このような新しい社会に対応した新しい道徳モラル・マナーを教えるのが、道徳という時間だというふうに認識しております。

副議長（田中三江君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） それでは、引き続いて教育長にお尋ねします。

小中学校で道徳が特別の教科となることに合わせ、立科教育の6つの柱の1つである「心を磨く」という項目を再認識し、学校だけでなく、家庭や地域社会にも働きかけていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

副議長（田中三江君） 宮坂教育長。

教育長（宮坂 晃君） ただいまの議員のご質問のかかわりで申し上げますと、立科教育の立科マルチプラットフォームの図の中で、そのような文言が盛られているかというふうに理解しております。

この図は、子育てというのは、学校・家庭だけではなくて、地域、それから企業、周りの環境全てが子供にかかわっていただきたいなという図であります。

この中で、子供たちを取り巻く周りの環境の中で、規範意識や、それから思いやり、それから自己肯定感、多様な価値観、それから人権感覚などを磨いてほしいということをお願いしているわけがございます。こういうものというのは、どちらかと言うと、教科書で勉強することではなくて、多くの人とのかかわりの中で、そういうことを子供たちが自主的・主体的に学ぶものだというふうに思っています。

ということで、この道徳という教科に、今、議員おっしゃったとおり、多くの方が

かかわりを持つということは、非常に大事なことだなというふうに思います。実は、来年度から小学校・中学校でコミュニティースクールが始まりますので、その中で、この中では地域に頑張っている方の生きる知恵等も学ぶわけですが、それだけじゃなくて、やはりその方々の持っている生き様、こういうものからいろんなものを、道徳的な要素も含めて学んでほしいというふうに思っています。

これも今、議員がおっしゃったとおりでございますけれども、家庭、それから学校ももちろん、教育力を上げることは必要でありますけれども、しかし、きれいごとが学校の中だけで通用するようでは、子供に示しはつかないというふうに思っています。したがって、多くのそういう心ある方が、子供を目の前にしてそれを語れるような社会というか、地域になってほしいなというふうには思っています。いずれにしても、立科教育の中では、この要素というのは、ちょっと今まで手遅れというわけではありませんけれども、あんまり明確にされてきませんでしたので、これも議員おっしゃるとおりですけれども、これからちょっと力を入れて、道徳性・社会性を兼ね備えた、将来の立科町の未来を託す人材を育成していきたいというふうに思っています。

以上です。

副議長（田中三江君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） そうですね。どうしても教育問題、学校教育ということになると、どうしても学力のほう重視される、そのような傾向にあるという風潮にはある中で、心の教育である道徳、これを充実させることは、将来的に立科町出身のお子様方が社会に羽ばたき、また、立科町のために貢献してくれるというふうな、つながりを持てるような可能性を大いに秘めているというふうなことも考えられますので、充実させて取り組んでいただければと思います。

また、平成30年度から小学校で教科として教えられるということになりますので、来年度、29年度は、先ほど教育長おっしゃいましたように、コミュニティースクールのスタートなどに合わせて、30年度からの本格教科とされる準備期間として、スムーズに学校現場へも移行できるように、地域と学校、そして家庭などが一体となった道徳教育が展開できるような試みを期待するものでございます。

それでは、続いてまいります。

昨年3月定例会の一般質問で、私は、通学路の見直しや看板の設置などについてたずねました。通学路の整備について、今年度実施した事業はありますか。お尋ねします。教育長または教育次長にお願いいたします。

副議長（田中三江君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） お答えします。

通学路の整備につきましては、昨年、町内の通学路の確認も行った中で、関係各課と連携をとり、必要箇所の整備を行ってまいりました。

建設課におきましては、道路舗装・修繕。この中では、蓼科高校前駐車場横の通学路、また、後ろから平林に抜ける町道牛鹿線延長100メートル、外倉から桐原に抜ける町道東原線の延長180メートルを改修。また、現在工事中でございますが、町道真蒲平林線の真蒲橋付近の道路幅員拡幅100メートルと歩道の設置、また、町道小学校線の道路幅員拡幅と歩道の設置を行っております。

また、通学路の標識・看板等につきましては、総務課のほうにおきまして、和子、山部、平林、滝神、牛鹿、小学校周辺において、劣化をしておりました9枚の看板及び支柱を更新しました。

以上です。

副議長（田中三江君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） 通学路につきまして、当町では通学路安全推進会議が設置され、この会議により、平成27年3月、今からちょうど2年前ですけれども、立科町通学路交通安全プログラムが策定されました。この推進会議の構成メンバーは次のとおりです。教育委員会、役場建設係、交通安全協会、小学校の代表者、小学校PTAの代表者、佐久警察署、佐久建設事務所、以上となっております。

そして、このプログラムには、1年に1回、学校、保護者、道路管理者、警察等が参加する合同点検を行うことが定めていますが、今年度は実施しましたでしょうか。実施しなかったのであれば、その理由をお答えください。

副議長（田中三江君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） お答えします。

このプログラムの策定につきまして、この当時、警察署、佐久建設事務所等にもお願いしまして、当時問題になった箇所については、できる範囲の修繕等の取り組みを行っております。

昨年度につきましては、この合同での連絡協議会は行ってはおりません。小学校の地区担当の教員による通学路の安全確認、また小学校のPTAでの通学路の安全の点検、それから、教育委員会と総務課環境の担当とでの合同での安全点検の実施により、連絡協議にかえてきたところでございます。

また、議員ご指摘のように、このプログラム策定の中で、先ほどの構成メンバーで年1回協議を行うということとされております。来年度は実施していく方向で考えていきたいと思っております。

以上です。

副議長（田中三江君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） それでは、合同点検は、今年度は実施しなかったということによろしいでしょうか。

副議長（田中三江君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） そのとおりでございます。

副議長（田中三江君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） それでは、その実施しなかった理由をお答えいただきましたかったので、先ほどの答弁から漏れていたと思いますので、お願いします。

副議長（田中三江君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） 先ほど申し上げましたように、通学路の安全点検につきましては、小学校の地区担当の教員の皆さんですとかPTA、また教育委員会、総務課等の合同での点検をしてきたところでございます。この中でまたいろいろ問題点があれば、それぞれ担当の部署等にまた連絡をしながら対処をしていってほしいということで、そういったことで連絡協議に昨年度はかえてきてしまったと、こういう経過でございます。

以上です。

副議長（田中三江君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） わかりました。合同点検にかかわることは実施してきたというふうに取りましたが、そのとおりでよろしいかと思いますが、では、先ほど教育次長、今年度は合同点検を実施しなかったということ踏まえて、来年度は実施するというふうにお答えいただきました。それはそれで実施していただきたいと思いますが、それ以外に、通学路の整備について、今後計画をお考えのことがあればお答えいただきたいのですが、特になければお答えいただかなくて結構ですが、お願いします。

副議長（田中三江君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） 平成29年度におきましては、建設課のほうで、町道小学校線の先線の整備で道路幅員の拡幅と歩道の設置を予定しております。それから、もう一つ。町道町古町線において、ながい歯科医院さんの前から古町の県道3差路手前までの間でございますが、こちらの歩道の修繕を予定しているということでございます。

今後につきましても、定期的に通学路の状況確認等を行い、関係各課とまた連携をとりながら、必要に応じて、修繕等の箇所が必要であれば対処をしていきたいと思っております。

以上です。

副議長（田中三江君） 6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） それでは、そのように取り組みをしていただくようお願いいたします。

それでは、まとめに入りますけれども、今回の私の質問は、冒頭でも申し上げましたように、この1年ないし2年ほどを振り返り、反省を求めるような内容が幾つかございました。各種事業の計画、実行、評価、改善、いわゆるPDCAサイクルを実践する場合、議会など第三者による客観的な評価、それに耳を傾けるのと共に、自からも批判的な評価を与えることが、改善の質を高めることにつながるかと思っております。自からの評価をあまり甘くしないようにしていただいたほうがよろしいのかなと思われましたので、「反省」という言葉を使って振り返っていただくことをお願いいたします。

た。

今後もこのことを意識して日々の業務に邁進して、住みよいまちづくり、町長の目指すよりよい立科町、こちらをつくっていただくために邁進していただきたいと思えます。

これで私の一般質問を終わります。

副議長（田中三江君） これで、6番、村松浩喜君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了しました。本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

（午後3時36分 散会）